

保険金請求 に関するお問い合わせ

<おケガ、ご病気、賠償事故、携行品損害等>
まずはご連絡ください! ご病気の場合は30日以内のご一報をお願いいたします。

東京海上日動火災保険



スマートフォン
(おケガ・ご病気)
(携行品損害のみ)

加入者票のこのQRコード*を読み取っていただくと、
加入者証券番号が引き込まれるので便利です!
※事故発生日に相当する保険期間の加入者票QRコードの
読み取りをお願いします。



加入者票がお手元にない方は、
右のQRコード*を読み取って
いただくか、以下のURLからも
ご利用が可能です。

▶csc.tmnf.jp/csfn

(受付:6:00~24:00) ※年末年始 8:00~22:00

*[QRコード]は(株)デンソーウエーブの登録商標です。

加入者票番号はこちらに記載がございます



スマートフォンからご報告をいただいた後に東京海上日動火災保険より
保険金請求用のメールが届きます。(書類は届きません)

最短5分程度で完結するスマートフォンでの請求が大変便利です!



TEL

事故受付センター(東京海上日動安心110番)
0120-720-110

上記番号が利用不可の方:03-5977-6701

(受付:24時間 365日)

お手元に団体保険加入者票を
ご用意ください。

ご連絡いただいた後に、東京海上日動火災保険より「保険金請求書類」を郵送します。
請求書類がお手元に届くまで、2週間程度かかる場合があります。

重要な
お知らせ

●制度の公平・公正、かつ継続的な安定運営のため、ご加入された皆様方へのお支払保険金やその頻度を保険会社
含めた関係者間で個別に確認させていただいております。お支払いした保険金の累計金額や事故発生頻度に
よっては、個別にご連絡をさせていただき、補償内容の変更や、場合によってはご加入をお断りさせていただく
場合がございます。

●保険会社が医師による診断が必要と判断した場合は、保険金請求書と共に、診断書・同意書*のご提出をお願い
することができます。保険金支払いまでお時間を要する場合がありますが、適切な保険金支払いのため、調査・
確認へのご協力ををお願いいたします。

*ケガや病気の内容、状態、事故原因等を確認するために、保険会社より各関係機関に調査依頼を行う場合はご提出をお願いするものです。



ご注意

●保険金請求権には時效(3年)がありますのでご注意ください。
●保険金支払いの対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガや病気
の程度が重大となった場合は、当会社はその影響がなかったときに相当する金額を支払います。
●賠償責任事故について、被保険者(保険の対象となる方)ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただく場合、
損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に保険会社にご相談ください。保険会社
の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることができますので、ご注意ください。

この保険はパナソニックホールディングス株式会社を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者であるパナソニック株式会社が有します。加入者(団体の構成員)さまには保険証券に代わる団体保険加入者票を契約住所宛てに発送させていただきますので、加入内容をご確認ください。疾病入院保険に加入いただいている場合は、「保険料控除のご案内」(地震保険料・生命保険料・控除申告用ご通知(兼保険料控除証明書))ハガキを契約住所宛てに発送させていただきます。このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、下記お問い合わせ先までご連絡ください。※事業再編等により契約者が変更となる可能性がございます。
パナソニック保険サービスは、複数保険会社の商品を取り扱う保険代理店です。ご契約等に際して、当社の比較説明・推奨販売方針および所属保険会社等は当社の「保険商品のご案内について」(https://panasonic.co.jp/pisj/info/info06.php)をご確認ください。

<取扱代理店> **パナソニック保険サービス株式会社**

〒571-0057 大阪府門真市元町22番6号 Panasonic XC KADOMA 3階

<引受幹事保険会社> **東京海上日動火災保険株式会社 関西営業第三部営業第一チーム TEL.06-6203-0553**

この保険は東京海上日動火災保険株式会社を幹事とした共同保険契約です。引受保険会社等については、「重要事項説明書」をご確認ください。
ただし、医療補償については、東京海上日動の単独引受けとなります。

■パナソニック保険サービスは引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、パナソニック保険サービスと有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

パナソニックグループOB会員の皆さまへ

パナソニックグループOB団体

令和8年度

更新(一斉募集)

中途加入

傷害保険 疾病入院保険のご案内

(正式名称:団体総合生活保険)



傷害保険
団体割引等割引
約 59%^{*1}



疾病入院保険
団体割引
30%



健康状態等に関する2つのご質問がどちらも「いいえ」の場合に
ご加入いただけます! 詳細は19ページをご参照ください。

更新(一斉募集)

中途加入 の手続きの流れは P2 をご確認ください。

保険期間

令和8年4月1日午後4時から
令和9年4月1日午後4時まで1年間

1 更新(一斉募集)お申込み (加入者さま・OB会員さま→パナソニック保険サービス)

申込締切日 令和8年1月30日(金) 消印有効

- 契約内容を昨年のまま更新される場合 → 加入依頼書の提出不要(自動更新)
- 契約内容を変更(新規追加含む)・解約される場合 → 加入依頼書(「④お客様控」を除く全枚数)の提出が必要です

2 団体保険加入者票の発送 (東京海上日動火災保険(株)→加入者さま)

発送時期 令和8年3月下旬

3 保険料のお引落し (明治安田収納ビジネスサービス(株)を通じて登録口座より一括でお引落し)

お引落日 令和8年6月29日(月)

4 保険料控除証明書の発送 (東京海上日動火災保険(株)→加入者さま)

発送時期 令和8年9月末頃 (傷害保険は対象外)

*自動更新とは、契約タイプが継続されるもので、補償内容および保険料は毎年更新される度に自動的に読み替えられます。
疾病入院保険の保険料は5歳ごとの年齢区分別に定められており、毎年4月1日時点の満年齢に応じて保険料が読み替えられます。

*1 団体割引(30%)、過去の損害率による割引(35%)、大口団体契約割引(10%)を適用しています。(ただし過去の損害率による割引は天災危険
補償保険料には適用されません。また、大口団体契約割引は天災危険補償および個人賠償責任補償、携行品補償の保険料には適用されません)

パナソニック保険サービス株式会社 お問い合わせ先

2023年8月より電話番号が変更となりました

保険の内容に関するお問い合わせ

●職域企画部

TEL 0570-087-115

営業時間:平日9時~17時30分(土・日・祝日・長期休暇等、当社休業日は除く)
※社会情勢・行政からの要請等により、営業時間が変更になる場合がございますのでご了承願います。

今回更新いたしました内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点はパンフレット内に記載がございますので、そちらをご確認ください。

手続きの流れ

更新(一斉募集)

保険期間 令和8年4月1日午後4時から令和9年4月1日午後4時

1 一斉募集お申込み (加入者さま・OB会会員さま→パナソニック保険サービス)

申込締切日 令和8年1月30日(金) 消印有効

- 1.契約内容を昨年のまま更新される場合 → 加入依頼書の提出不要です(自動更新*)
- 2.契約内容を変更(新規・追加含む)・解約される場合 → 加入依頼書(「④お客様控」を除く全枚数)の提出が必要です

新たに「疾病入院保険」へ加入される場合、補償を拡大される場合、更新にあたり特定疾病等不担保特約の削除を希望される場合は必ず健康状態等に関する告知が必要となります。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

*自動更新とは、契約タイプが継続されるもので、補償内容および保険料は毎年更新される度に自動的に読み替えられます。現在ご加入の方については、上記の申込締切日までに加入者さまより特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、加入依頼書の印字内容通りに更新されます。疾病入院保険の保険料は5歳ごとの年齢区分別に定められており、毎年4月1日時点の満年齢に応じて保険料が読み替えられます。

2 団体保険加入者票の発送 (東京海上日動火災保険(株)→加入者さま)

発送時期 令和8年3月下旬頃

- 加入者さま宛に、『団体保険加入者票』を東京海上日動火災保険(株)より発送いたします。
- お手続き状況により、発送が遅れる場合もございますので予めご了承ください。

3 保険料のお引落し

お引落日 令和8年6月29日(月)

- 明治安田収納ビジネスサービス(株)を通して、登録口座より一括でお引落しいたします。(分割払はできません)
- 通帳の摘要欄には、「MBS.パナホケン」と印字されます。
- 通帳への印字をもって領収証と代えさせていただきますので、何卒ご了承ください。
- 登録口座の変更を希望される場合は、パナソニック保険サービスまでご連絡ください。変更手続きに必要な書類を発送させていただきます。
- 現金・クレジットカードのお取扱いはできません。

4 保険料控除証明書の発送 (東京海上日動火災保険(株)→加入者さま)

発送時期 令和8年9月末頃

- 「疾病入院保険」の加入者さま宛に、「<保険料控除のご案内>ハガキ」を東京海上日動火災保険(株)より発送いたします。
- 「疾病入院保険」は新契約・介護医療保険料控除の対象となります。
- 「傷害保険」は平成19年(2007年)より損害保険料控除の対象外となりました。
- ハガキでのご案内となります。電子データでのご提供は出来ません。

改定内容のご案内

傷害保険

ご加入いただいているすべての方

A1、A2、E1、E2、B1、B2、F1、F2タイプに加入中の方

- 加入タイプに変更はありませんが、左記の補償内容が改定になります。

A3~A5、E3~E5、B3~B5、F3~F5タイプに加入中の方

- 12タイプが廃止となり、一番近いタイプに読み替えとなります。

疾病入院保険の改定はございません。

中途加入

補償期間 申込月の翌月1日午前0時から令和9年4月1日午後4時まで

1 中途加入お申込み

申込締切日 加入依頼書のご提出が希望加入月の前月20日到着

中途加入用の保険料表は33ページ以降をご参照ください。

2 団体保険加入者票の発送 (東京海上日動火災保険(株)→加入者さま)

発送時期 加入月の末頃

- 加入者さま宛に、『団体保険加入者票』を東京海上日動火災保険(株)より発送いたします。

3 保険料のお引落し

お引落日 加入月の翌々月27日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)

- 明治安田収納ビジネスサービス(株)を通して、登録口座より一括でお引落しいたします。(分割払はできません)
- 通帳の摘要欄には、「MBS.パナホケン」と印字されます。
- 通帳への印字をもって領収証と代えさせていただきますので、何卒ご了承ください。
- 現金・クレジットカードのお取扱いはできません。

4 保険料控除証明書の発送 (東京海上日動火災保険(株)→加入者さま)

※発送月は中途加入月によって異なります。

発送時期 4月~8月中途加入の方:令和8年9月末頃/9月中途加入の方:令和8年10月末頃
10月中途加入の方:令和8年11月末頃/11月~3月中途加入の方:令和9年9月末頃

- 「疾病入院保険」の加入者さま宛に、「<保険料控除のご案内>ハガキ」を東京海上日動火災保険(株)より発送いたします。
- 「疾病入院保険」は新契約・介護医療保険料控除の対象となります。
- 「傷害保険」は平成19年(2007年)より損害保険料控除の対象外となりました。

商品概要と被保険者の範囲

●商品概要(補償の対象)

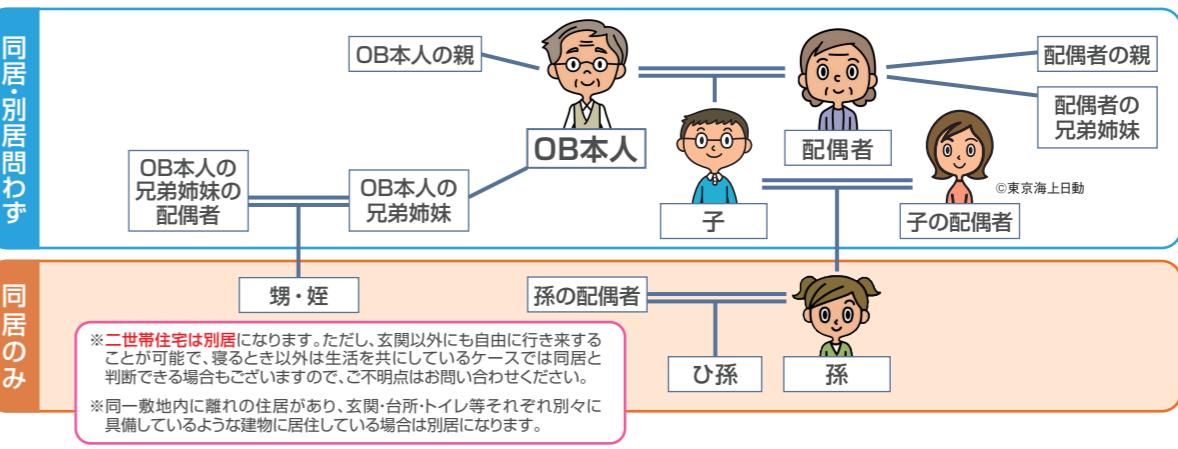
	タイプ	対象	死亡・後遺障害	通院	入院・手術	放射線治療	先進医療	女性医療	地震・噴火またはこれらによる津波によるケガ	個人賠償責任	携行品
傷害保険	天災危険補償なし A・Bタイプ	ケガ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	天災危険補償あり E・Fタイプ		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
疾病入院保険	標準補償 X・LXタイプ	病気	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	女性医療特約付き補償 W・LWタイプ		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>

※1 先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合は、手術保険金をお支払します。詳細は、11ページをご覧ください。

※2 ケガによって保険期間中に対象の治療を受けられた場合も、「疾病入院保険」の補償対象となります。

※3 女性形成治療保険金については、ケガによって保険期間中に対象の治療を受けられた場合も、「疾病入院保険」の補償対象となります。

●被保険者本人としてご加入いただける方の範囲 (「傷害保険」個人型・「疾病入院保険」)



加入・更新資格



	OB会在籍		OB会脱退 ^(注1)		OBご本人の死亡	
	傷害保険	疾病入院保険	傷害保険	疾病入院保険	傷害保険	疾病入院保険
OBご本人	○	○	×	×		
配偶者*	○	○	×	×	●(注2)	●(注2)
お子様・兄弟姉妹・ご両親	○	○	×	×	▲(注4)	✗(注3)
同居**のご家族	○	○	×	×	▲(注4)	✗(注3)

※海外永住される方は加入いただけません。海外永住とは保険期間中の生活拠点が海外にある場合や帰国予定がない場合等を示します。

**「同居」の考え方についてはP2注釈もご参照ください。

(注1)OBご本人のOB会脱退の場合は、翌年度から加入・継続いただけません。

(注2)OBご本人が亡くなられた場合でも、配偶者*が保険に加入済みであれば、翌年度以降も継続いただけます。

(注3)OBご本人が亡くなられた場合、お子様・兄弟姉妹・ご両親・同居のご家族につきましては、翌年度から加入・継続いただけません。

(注4)OBご本人が亡くなられた場合でも、配偶者*が本保険の被保険者として加入済みであれば、お子様・兄弟姉妹・ご両親・同居のご家族につきましても、翌年度以降も継続いただけます。

※加入者は配偶者*に限ります。

2018年4月からOBご本人が亡くなられた場合でも、配偶者*の傷害保険について、配偶者*の方を加入者にすることで、翌年度以降も継続いただけるようになりました。また、配偶者*の方が傷害保険に加入されている場合に限り、その他の方(お子様・兄弟姉妹・ご両親・同居のご家族)の傷害保険についても、翌年度以降も継続いただけます。

*配偶者とは、法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。(婚約とは異なります。)

a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)。

b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

安心のサービスのご案内

傷害保険・疾病入院保険どちらの加入者さまも対象となります。

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

サービス対象

傷害保険・疾病入院保険のいずれかに加入いただいている
OBご本人および補償を受けられる方とそのご親族の皆さまです。

ご利用方法

フリーダイヤルにお電話いただけます(無料)。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

介護アシスト

自動セット

受付時間(電話介護相談、各種サービス優待紹介):9:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く)

0120-428-834



お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

インターネット介護情報サービス

情報サイトを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、
介護に関する様々な情報をご提供します。

インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」
ホームページアドレス www kaigonw ne jp

電話介護相談

●社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、
介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

●認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム^{*1}」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

各種サービス優待紹介^{*2}

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスを、優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。^{*3}

*1 お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

メディカルアシスト

自動セット

24時間 365日受付^{*1}

0120-708-110

※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配^{*2}

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です
(予約受付は、24時間365日)。

*2 実際の転院移送費用は、お客様ご負担いただけます。

デイリーサポート

自動セット

受付時間: (いずれも土日、祝日、年末年始を除く)

○法律相談 10:00~18:00
○税務相談 14:00~16:00
○社会保険に関する相談 10:00~18:00
○暮らしの情報提供 10:00~16:00

0120-285-110

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

法律・税務相談^{*1}

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。
また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス]
www tokiomarine-nichido co jp/contractor/service/consul/input html

社会保険に関する相談^{*2}

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

*1 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
*2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

●ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
●ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれの方の配偶者^{*1}・ご親族^{*2}の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
●一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
●各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
●メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
●1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
●2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

傷害保険の変更内容

令和8年4月1日より パナソニックグループOB会員の皆さまへ

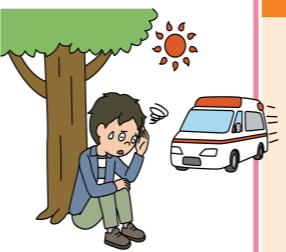
傷害補償の 補償内容が 変わります



NEW
補償拡大

熱中症が補償の対象に!

昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、傷害補償において熱中症を補償対象とします。



補償変更のお知らせ

1 一部タイプの廃止

補償額の大きいタイプについて、令和8年4月以降廃止となります。詳細は以下「ご加入中の皆さまへ」をご確認ください。

2 後遺障害補償の等級

現行は14級以上の後遺障害であれば後遺障害保険金のお支払い対象となります。令和8年度4月よりお支払い対象となる後遺障害の等級を7級以上に限定します。

3 入院日数

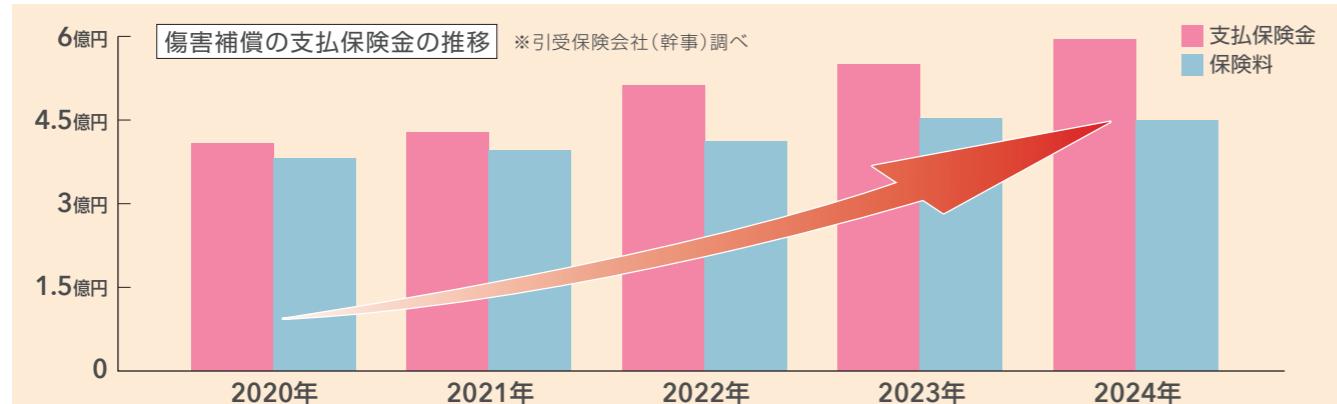
現行はお支払い対象となる「入院した日数」は1事故について180日が限度ですが、令和8年度4月より30日が限度となります。

4 通院日数

現行はお支払い対象となる「通院した日数」は1事故について30日が限度ですが、令和8年度4月より15日が限度となります。

変更の背景

昨今の保険金のお支払が増加していることで、本制度の収支状況は悪化しております。また平均加入年齢の上昇に伴い、今後収支状況はさらに悪化する見込みとなっております。今後も安定的に補償をお届けするため、補償内容の一部を見直します。



ご加入中の皆さまへ

補償の見直しにより、A3～A5、E3～E5、B3～B5、F3～F5の12タイプが廃止となります。
令和8年度一斉募集の更新加入依頼書は現在加入いただいている内容に

一番近いセットに読み替えて印字してお届けいたします。

個人補償												
読み替 表	ご加入中のタイプ	A3	A4	A5	E3	E4	E5					
読み替え後のタイプ	A2						E2					

夫婦補償												
読み替 表	ご加入中のタイプ	B3	B4	B5	F3	F4	F5					
読み替え後のタイプ	B2						F2					

変更前(令和7年4月1日～1年間)			
天災危険補償なし(A)タイプ			
タイプ	A3	A4	A5
年間保険料	16,130円	19,910円	24,040円
死亡された場合	600万円	800万円	1,000万円
後遺障害が残った場合 (後遺障害の程度に応じて)	24万円～600万円	32万円～800万円	40万円～1,000万円
保険金額			
入院(1日につき)	15,000円	17,000円	20,000円
通院(1日につき)	6,000円	8,000円	10,000円
手術された場合 (手術の条件に応じて)	7.5万円・15万円	8.5万円・17万円	10万円・20万円
個人賠償責任補償	無制限(国外は1億円)		
携行品補償	10万円(免責金額5,000円)		

変更後(令和8年4月1日～1年間)			
天災危険補償なし(A)タイプ			
タイプ	A2		
年間保険料	12,420円		
死亡された場合	300万円		
後遺障害が残った場合 (後遺障害の程度に応じて)	126万円～300万円		
保険金額			
入院(1日につき)	12,000円		
通院(1日につき)	5,000円		
手術された場合 (手術の条件に応じて)	6万円・12万円		
個人賠償責任補償	無制限(国外は1億円)		
携行品補償	10万円(免責金額5,000円)		

選べる充実補償 天災危険補償あり(E)タイプ			
地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも補償します			
タイプ	E3	E4	E5
年間保険料	20,330円	25,030円	30,960円
死亡された場合	700万円	900万円	1,200万円
後遺障害が残った場合 (後遺障害の程度に応じて)	28万円～700万円	36万円～900万円	48万円～1,200万円
保険金額			
入院(1日につき)	15,000円	17,000円	20,000円
通院(1日につき)	6,000円	8,000円	10,000円
手術された場合 (手術の条件に応じて)	7.5万円・15万円	8.5万円・17万円	10万円・20万円
個人賠償責任補償	無制限(国外は1億円)		
携行品補償	10万円(免責金額5,000円)		

選べる充実補償 天災危険補償あり(E)タイプ			
地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも補償します			
タイプ	E2		
年間保険料	15,520円		
死亡された場合	400万円		
後遺障害が残った場合 (後遺障害の程度に応じて)	168万円～400万円		
保険金額			
入院(1日につき)	12,000円		
通院(1日につき)	5,000円		
手術された場合 (手術の条件に応じて)	6万円・12万円		
個人賠償責任補償	無制限(国外は1億円)		
携行品補償	10万円(免責金額5,000円)		

夫婦補償			
変更前(令和7年4月1日～1年間)			
天災危険補償なし(B)タイプ			
タイプ	B3	B4	B5
年間保険料	29,170円	37,120円	44,700円
死亡された場合	700万円	1,000万円	1,200万円
後遺障害が残った場合 (後遺障害の程度に応じて)	28万円～700万円	40万円～1,000万円	48万円～1,200万円
保険金額			
入院(1日につき)	15,000円	17,000円	20,000円
通院(1日につき)	6,000円	8,000円	10,000円
手術された場合 (手術の条件に応じて)	7.5万円・15万円	8.5万円・17万円	10万円・20万円
個人賠償責任補償	無制限(国外は1億円)		
携行品補償	10万円(免責金額5,000円)		

夫婦補償			
変更後(令和8年4月1日～1年間)			
天災危険補償なし(B)タイプ			
タイプ	B2		
年間保険料	22,470円		
死亡された場合	400万円		
後遺障害が残った場合 (後遺障害の程度に応じて)	168万円～400万円		
保険金額			
入院(1日につき)	12,000円		
通院(1日につき)	5,000円		
手術された場合 (手術の条件に応じて)	6万円・1		

個人補償



補償額(保険金額)と年間保険料

加入できる方(被保険者本人としてご加入いただける方)の範囲

年齢に関係なく加入いただけます

	OB本人	配偶者 ¹	OB本人 および配偶者 ¹ の子・子の配偶者 ¹	OB本人 および配偶者 ¹ の親	孫	左記以外の 親族 ²
OB本人と同居	○	○	○	○	○	○
OB本人と別居	○	○	○	○	×	×

補償対象となる方の範囲

ケガ・携行品損害	被保険者本人	■「本人」とは加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者ご本人)として記載された方をいいます。
個人賠償責任補償	被保険者本人	被保険者本人または配偶者 ¹ の同居の親族 ⁴
	被保険者本人の配偶者 ¹	被保険者本人または配偶者 ¹ の別居の未婚の子 ³

■補償の対象となる方ご本人(加入依頼書に「保険の対象となる方【被保険者様】として記載された方をいいます。)が未成年者または補償の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者や法定の監督義務者、監督義務者に代わって監督する者(未成年または責任無能力者の親族に限る。)も補償の対象となります。(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)
(注)統病は、損害の原因となった事故発生におけるものをいいます。

天災危険補償なし(A)タイプ



タイプ	A1	A2	
年間保険料	7,130円	12,420円	
保険金額	死亡された場合 後遺障害が残った場合(後遺障害の程度に応じて) 入院(1日につき) 通院(1日につき) 手術された場合(手術の条件に応じて) 個人賠償責任補償 携行品補償	80万円 33.6万円~80万円 6,000円 3,000円 3万円・6万円 無制限(国外は1億円) 10万円(免責金額5,000円)	300万円 126万円~300万円 12,000円 5,000円 6万円・12万円 無制限(国外は1億円) 10万円(免責金額5,000円)

選べる
充実補償
天災危険補償あり(E)タイプ

地震・噴火またはこれらによる津波によるケガや熱中症も補償します

タイプ	E1	E2	
年間保険料	8,820円	15,520円	
保険金額	死亡された場合 後遺障害が残った場合(後遺障害の程度に応じて) 入院(1日につき) 通院(1日につき) 手術された場合(手術の条件に応じて) 個人賠償責任補償 携行品補償	160万円 67.2万円~160万円 6,000円 3,000円 3万円・6万円 無制限(国外は1億円) 10万円(免責金額5,000円)	400万円 168万円~400万円 12,000円 5,000円 6万円・12万円 無制限(国外は1億円) 10万円(免責金額5,000円)

*1 配偶者の定義についてP4枠内をご確認ください。 *2 親族とは、OBご本人の6親等以内の血族、または3親等以内の姻族をいいます。

*3 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。 *4 親族とは、被保険者本人または配偶者の6親等以内の血族、または3親等以内の姻族を言います。

夫婦補償



補償額(保険金額)と年間保険料

加入できる方(被保険者本人としてご加入いただける方)の範囲

年齢に関係なく加入いただけます

OB本人(配偶者¹は無記名で補償されます。)

※保険の対象となる方の統病は、傷害または損害の原因となった事故発生におけるものをいいます。

補償対象となる方の範囲

ケガ・携行品損害	被保険者本人	被保険者本人の配偶者 ¹	■「本人」とは加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者ご本人)として記載された方をいいます。
個人賠償責任補償	被保険者本人	被保険者本人または配偶者 ¹ の同居の親族 ⁴	被保険者本人または配偶者 ¹ の別居の未婚の子 ³

■補償の対象となる方ご本人(加入依頼書に「保険の対象となる方【被保険者様】として記載された方をいいます。)が未成年者または補償の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者や法定の監督義務者、監督義務者に代わって監督する者(未成年または責任無能力者の親族に限る。)も補償の対象となります。(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)
(注)統病は、損害の原因となった事故発生におけるものをいいます。

天災危険補償なし(B)タイプ



タイプ	B1	B2	
年間保険料	13,030円	22,470円	
保険金額	死亡された場合 後遺障害が残った場合(後遺障害の程度に応じて) 入院(1日につき) 通院(1日につき) 手術された場合(手術の条件に応じて) 個人賠償責任補償 携行品補償	200万円 84万円~200万円 6,000円 3,000円 3万円・6万円 無制限(国外は1億円) 10万円(免責金額5,000円)	400万円 168万円~400万円 12,000円 5,000円 6万円・12万円 無制限(国外は1億円) 10万円(免責金額5,000円)

選べる
充実補償
天災危険補償あり(F)タイプ

地震・噴火またはこれらによる津波によるケガや熱中症も補償します

タイプ	F1	F2	
年間保険料	17,230円	30,590円	
保険金額	死亡された場合 後遺障害が残った場合(後遺障害の程度に応じて) 入院(1日につき) 通院(1日につき) 手術された場合(手術の条件に応じて) 個人賠償責任補償 携行品補償	300万円 126万円~300万円 6,000円 3,000円 3万円・6万円 無制限(国外は1億円) 10万円(免責金額5,000円)	600万円 252万円~600万円 12,000円 5,000円 6万円・12万円 無制限(国外は1億円) 10万円(免責金額5,000円)

傷害保険（団体総合生活保険）補償の概要

ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。加入のタイプの詳細については、P9～P10の「補償額（保険金額）と年間保険料」をご確認ください。
補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参考ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、表紙記載のお問合せ先までご連絡ください。）
保険の対象となる方またはそのご家族が、すでに他の保険で同種の保険商品（主に個人賠償責任補償・携行品補償等）を契約されている場合には、補償が重複し、保険料のお支払いが過多となる場合があります。加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
傷害保険を解約される場合、賠償責任補償（自転車事故の際の相手への補償等）・携行品補償も解約となりますので、ご注意ください。

【傷害保険】保険の対象となる方がケガ^{*1*2}をした場合に保険金をお支払いします。

*1 詳細については、P.39「傷害（ケガ）」をご確認ください。

*2 *1にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

補償項目

死亡保険金

保険金をお支払いする主な場合

事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

※ 1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。

事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の42%～100%をお支払いします。
保険金は、東京海上日動が身体の障害の程度に応じて、後遺障害に相当すると認めた金額をお支払いします。

※お支払いする保険金は、1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
※後遺障害等級ごとの保険金の支払割合は、下表の通りです。

後遺障害の等級	保険金の支払割合	後遺障害の等級	保険金の支払割合
第1級	100%	第5級	59%
第2級	89%	第6級	50%
第3級	78%	第7級	42%
第4級	69%		

医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院保険金額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について30日が限度となります。

※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してお支払いできません。

治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術^{*1}または先進医療^{*2}に該当する所定の手術を受けられた場合に、保険金をお支払いします。

お支払額	入院中の手術	入院保険金額の10倍
お支払額	入院中以外の手術	入院保険金額の5倍

ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限ります。^{*3}

*1 傷の処置（創傷処理、デブリードマン）や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます。（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。

*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金額の10倍の額のみお支払いします。

医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます）された場合に、通院保険金額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について15日が限度となります。

※入院保険金と重複してお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してお支払いできません。

※通院しない場合であっても、医師等の治療により下記①～④のいずれかに掲げる部位にギブス等*を常時装着した日数について、「通院した日数」に含みます。
ただし、診断書に下記のいずれかに該当する部位にギブス等*の装着をした旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書等にギブス等*の装着に関する記載がなされている場合に限ります。

①長管骨（※1）または脊柱

②長管骨（※1）に接続する上肢または下肢の三大関節部分（※2）

保険金をお支払いしない主な場合

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ^{*1}
- 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
- 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）
- 保険の対象となる方の闘争行為（ケンカ）、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
- 無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
- 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ
- 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
- 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ
- 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
- ピッケル等の登山用具を使用する山岳登攀はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- オートエスター（テスラライダーをいいます。）、オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
- 等

*1 天災危険補償特約付のE・Fタイプについては、地震・噴火、またはこれらによる津波によるケガについても保険金をお支払いします。

通院保険金

③ 肢骨または胸骨（※3）

④ 頸骨または頸関節（※4）

*1 長管骨とは、上腕骨、桡骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。
*2 三大関節部分とは、肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。
*3 体幹部を固定した場合に限ります。
*4 線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。
* ギブス等とは、ギブス・キャスト、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肢骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。

国内外において以下の事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。

- 日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
- 保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
- 電車等^{*1}を運行不能にさせた場合
- 国内で受託した財物（受託品）^{*2}を壊したり盗まれた場合

※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。

※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することができます。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。

*2 以下のものは受託品には含まれません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合、損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。
ただし、損害額は時価額を限度とします。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。

※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することができます。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

※以下のものは補償の対象となりません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等

- ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任^{*1}）によって保険の対象となる方が被る損害
- 保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- 第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- 保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物^{*2}の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

● ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害

● 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

● 職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任^{*1}）によって保険の対象となる方が被る損害

● 保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

● 第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

● 保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物^{*2}の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

● ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害

● 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

● 職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任^{*1}）によって保険の対象となる方が被る損害

● 保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

● 第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

● 保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物^{*2}の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

● ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害

● 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

● 職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任^{*1}）によって保険の対象となる方が被る損害

● 保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

● 第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

● 保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物^{*2}の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

● ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害

● 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

● 職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任^{*1}）によって保険の対象となる方が被る損害

● 保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

● 第三者との間

病気

疾病入院保険

団体総合生活保険医療補償(総合先進医療特約・女性医療特約)

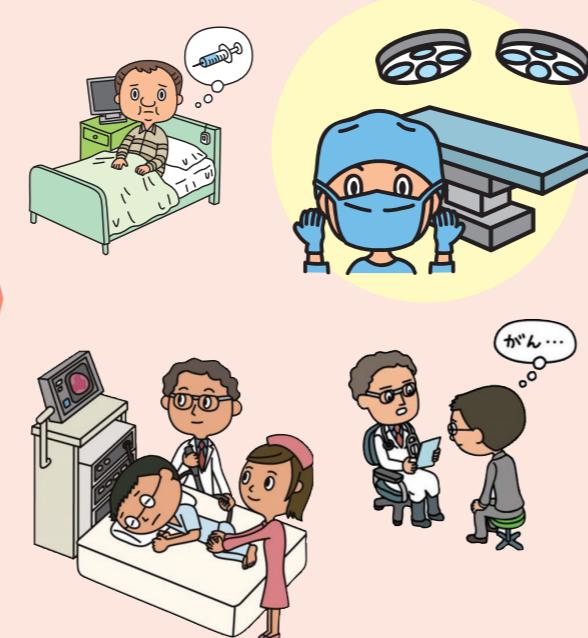
病気による入院や手術、病気やケガによる放射線治療・先進医療に備える保険です。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合についてはP25~P26をご覧ください。

国内
OK
海外
OK

病気に関する補償

- 大腸ポリープの治療のため、手術を受けることになった!
- ガンの治療のため、入院して手術を受けることになった!
- 白内障の治療のため、日帰り手術をすることになった!

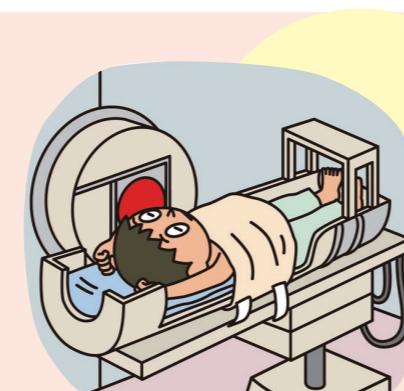


国内
OK
海外
一

先進医療に関する補償*

- 厚生労働省が定める先進医療を受けることになった!

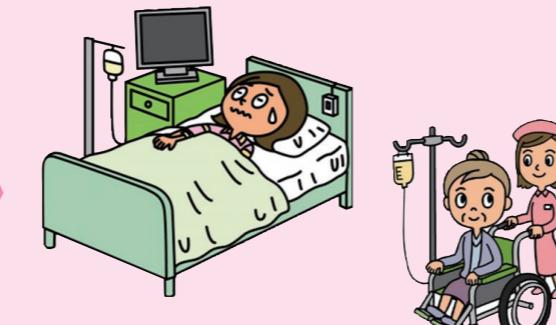
*詳細はP.25「総合先進医療特約」、P.26「先進医療について」をご確認ください。



国内
OK
海外
OK

女性の方限定の上乗せ補償

- 乳ガンの治療のため、入院して手術を受けることになった!



! ご注意 疾病入院保険には、通院・死亡の補償はございません。

満99歳まで加入・継続いただけます

新規加入時には、健康状態等の告知が必要です

標準補償
入院60日タイプ(X)

入院(60日)・日帰り入院

- 病気の治療のために入院を開始した場合に、保険金をお支払いします
- 入院1日目から保険金をお支払いします
- 日帰り入院の場合も、保険金をお支払いします
- 1回の入院について、最長60日まで保険金をお支払いします

標準補償
入院120日タイプ(LX)

入院(120日)・日帰り入院

- 病気の治療のために入院を開始した場合に、保険金をお支払いします
- 入院1日目から保険金をお支払いします
- 日帰り入院の場合も、保険金をお支払いします
- 1回の入院について、最長120日まで保険金をお支払いします

手術・日帰り手術

- 治療目的とした手術を受けられた場合に、保険金をお支払いします
- 入院中の手術の場合は入院保険金日額の10倍、入院中以外(外来)の場合は入院保険金日額の5倍の金額を、保険金としてお支払いします

(傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。)

放射線治療

- 治療目的とした放射線治療を受けられた場合に、入院保険金日額の10倍の金額を保険金としてお支払いします

(血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。)



自動セット

総合先進医療

- 先進医療技術による治療を受けられた場合に、先進医療に係る技術料について保険金をお支払いします
- 保険期間(1年間)を通じて、500万円を限度に保険金をお支払いします

総合先進医療 一時金

- 総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けた場合に、一時金として保険金10万円をお支払いします
- 保険期間(1年間)を通じて、1回に限り保険金をお支払いします

選べる充実補償!!

上記の補償内容に加えて、

- 一般的に女性が罹患しやすいとされる所定の病気(女性疾患等)の治療のために入院を開始した場合に、保険金をお支払いします
- 所定の手術を受けられた場合に、女性入院保険金日額の20倍または40倍の金額を保険金としてお支払いします

女性医療特約付き補償
入院60日タイプ(W)

女性医療特約付き補償
入院120日タイプ(LW)

P1~
手続きの流れ
P3~
ご案内
共通

P5~
補償内容
ケガに関する補償については、P5~P12
「傷害保険」のページをご覧ください。

P9~
補償額と
保険料
傷害保険

P9~
加入できる方
の範囲
P11~
補償の概要
傷害保険

P13~
補償内容
P15~
補償額と
加入できる方
の範囲
P17~
保険料
P19~
[重要]
健康状態等に
関するご質問
P23~
告知の大切さ
について
P25~
補償の概要
P27~
女性疾患等
の一例
P28~
重要事項説明書
P32~
個人情報の取扱い
P33~
中途加入用
保険料表
P39~
用語集
P41~
Q & A
疾病入院保険
P3~
個人情報の取扱い
P1~
手続きの流れ
P3~
ご案内
共通



疾病入院保険

団体総合生活保険医療補償(総合先進医療特約・女性医療特約)

加入できる方(被保険者本人としてご加入いただける方)の範囲

	OB本人	配偶者 ^{※1}	OB本人および配偶者 ^{※1} の子・子の配偶者 ^{※1}	OB本人および配偶者 ^{※1} の親	OB本人および配偶者 ^{※1} の兄弟姉妹	孫	左記以外の親族 ^{※2}
OB本人と同居	○	○	○	○	○	○	○
OB本人と別居	○	○	○	○	○	×	×

令和8年4月1日時点で、満5歳以上満99歳以下の方に限ります。

※1 配偶者の定義については、P4枠をご確認ください。

※2 親族とは、OB本人の6親等以内の血族、または3親等以内の姻族をいいます。(配偶者を含みません)

満99歳まで加入・継続いただけます

補償対象となる方の範囲

被保険者本人

※疾病入院保険に夫婦タイプの補償はございません。

「被保険者本人とは」加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

入院
60日
タイプ

標準補償(X)タイプ

補償額(保険金額)

男性・女性いずれの方も加入いただけます

女性医療特約付き補償(W)タイプ

補償額(保険金額)

女性のみ加入いただけます

タイプ名

X1

X2

X3

W1

W2

W3

入院支払限度日数^{※1}

病気

60日

保険金額

病気

3,000円

6,000円

9,000円

3,000円

6,000円

9,000円

保険金額

病気

3万円

6万円

9万円

3万円

6万円

9万円

保険金額

病気・ケガ

3万円

6万円

9万円

3万円

6万円

9万円

保険金額

病気・ケガ

500万円

500万円

保険金額

病気・ケガ

10万円

10万円

保険金額

病気

3,000円 6,000円 9,000円

保険金額

病気・ケガ

6万円
または
12万円
12万円
または
24万円
18万円
または
36万円

※1 1回の入院については、P24をご確認ください。

※3 保険期間(1年間)を通じ500万円の支払いを限度とします。

※5 対象となる病気はP27をご確認ください。

※2 60日間に1回の支払いを限度とします。

※4 保険期間(1年間)を通じ1回に限ります。

※6 対象となる手術はP26をご確認ください。

重 要

疾病入院保険に新規で加入される方、補償を変更される方は「健康状態の告知が必要となる場合」をご確認ください。

更新(一斉募集) ➔ パンフレット P19～P20

中途加入 ➔ パンフレット P21～P22

●告知いただいた内容によってはお引き受けできない場合がございます。

●標準補償(X、LX)タイプ・女性医療特約付き補償(W、LW)タイプのいずれか1口のみ加入いただくことができます。

入院
120日
タイプ

標準補償(LX)タイプ

補償額(保険金額)

男性・女性いずれの方も加入いただけます

女性医療特約付き補償(LW)タイプ

補償額(保険金額)

女性のみ加入いただけます

タイプ名

LX1

LX2

LX3

入院支払限度日数^{※1}

病気

保険金額

病気

年間保険料

●疾病入院保険の保険料は、毎年更新されるごとに、自動的に読み替えられます。

(保険料は5歳ごとの年齢区分別に定められており、毎年4月1日時点での満年齢に応じた 保険料へ自動的に読み替えられます。)

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)によって異なります。

入院 60日タイプ

令和8年 4月1日時点 の満年齢	標準補償 (X)タイプ			女性医療特約付き補償 (W)タイプ		
	X1	X2	X3	W1	W2	W3
95～99歳	45,870円	91,150円	136,430円	77,200円	153,800円	230,410円
90～94歳	41,040円	81,490円	121,950円	70,460円	140,330円	210,210円
85～89歳	36,490円	72,380円	108,280円	63,280円	125,960円	188,650円
80～84歳	36,280円	71,970円	107,650円	59,910円	119,240円	178,550円
75～79歳	29,520円	58,450円	87,380円	48,970円	97,350円	145,730円
70～74歳	23,720円	46,850円	69,980円	37,710円	74,820円	111,940円
65～69歳	17,300円	34,020円	50,730円	26,240円	51,910円	77,560円
60～64歳	12,870円	25,150円	37,440円	19,230円	37,860円	56,510円
55～59歳	9,210円	17,830円	26,460円	13,950円	27,300円	40,670円
50～54歳	6,760円	12,930円	19,100円	10,260円	19,920円	29,590円
45～49歳	5,340円	10,080円	14,830円	8,130円	15,660円	23,200円
40～44歳	4,190円	7,800円	11,400円	6,460円	12,330円	18,200円
35～39歳	3,910円	7,230円	10,540円	6,230円	11,870円	17,510円
30～34歳	3,680円	6,780円	9,870円	6,490円	12,390円	18,290円
25～29歳	3,550円	6,510円	9,460円	5,990円	11,390円	16,780円
20～24歳	3,310円	6,020円	8,740円	4,890円	9,180円	13,470円
15～19歳	2,400円	4,210円	6,020円	3,150円	5,720円	8,280円
10～14歳	2,180円	3,760円	5,350円	2,680円	4,760円	6,840円
5～9歳	2,350円	4,120円	5,880円	2,840円	5,090円	7,340円

入院 120日タイプ

令和8年 4月1日時点 の満年齢	標準補償 (LX)タイプ			女性医療特約付き補償 (LW)タイプ		
	LX1	LX2	LX3	LW1	LW2	LW3
95～99歳	57,260円	113,920円	170,590円	107,350円	214,110円	320,870円
90～94歳	50,980円	101,370円	151,750円	95,050円	189,510円	283,960円
85～89歳	45,120円	89,650円	134,190円	83,090円	165,580円	248,090円
80～84歳	43,140円	85,680円	128,230円	74,870円	149,140円	223,410円
75～79歳	33,840円	67,090円	100,350円	58,700円	116,810円	174,930円
70～74歳	26,770円	52,960円	79,140円	43,910円	87,240円	130,570円
65～69歳	19,410円	38,220円	57,040円	30,190円	59,770円	89,370円
60～64歳	14,350円	28,110円	41,860円	21,840円	43,080円	64,320円
55～59歳	10,240円	19,880円	29,530円	15,710円	30,820円	45,940円
50～54歳	7,450円	14,310円	21,160円	11,430円	22,260円	33,090円
45～49歳	5,860円	11,120円	16,390円	8,970円	17,340円	25,710円
40～44歳	4,540円	8,490円	12,440円	6,980円	13,360円	19,750円
35～39歳	4,140円	7,680円	11,230円	6,580円	12,550円	18,540円
30～34歳	3,830円	7,070円	10,310円	6,720円	12,850円	18,980円
25～29歳	3,680円	6,770円	9,860円	6,160円	11,730円	17,300円
20～24歳	3,470円	6,350円	9,230円	5,050円	9,510円	13,960円
15～19歳	2,560円	4,520円	6,490円	3,310円	6,030円	8,750円
10～14歳	2,260円	3,930円	5,600円	2,760円	4,930円	7,090円
5～9歳	2,440円	4,290円	6,140円	2,930円	5,260円	7,600円

更新(一斉募集)

新規加入／補償を増やす

健康状態等の告知が必要です

補償を減らす／変更なし／解約

健康状態等の告知は不要です

※補償を変更する場合は、19ページ下段の表にて健康状態等の告知の要否をご確認ください。

疾病入院保険

今年度(令和8年度)の健康状態等告知に関するご質問

質問 1

●告知日(ご記入日)現在、病気やケガで入院中、または入院か手術をすすめられていますか。

なし

あり

質問 2

●告知日(ご記入日)より過去1年以内に病気で、継続して10日以上の入院をしたことがありますか。

なし

あり

お引受けできます。

申し訳ございませんが、お引受けできません。

※質問①・②のご回答が「あり」となる場合、補償タイプはそのまま更新いただくことが可能ですが、現在加入している補償タイプはそのまま更新いただくことは不可能です。

告知書は保険の対象となる方(被保険者)ご自身がありのままにご記入ください。^{※1}告知の内容が正しくない場合には、加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。^{※2}

※1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

※2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

○…告知必要 ×…告知不要

疾病入院保険	変更後のタイプ											
	X1	X2	X3	W1	W2	W3	LX1	LX2	LX3	LW1	LW2	LW3
現在のご加入タイプ	X1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	X2	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	X3	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	W1	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	W2	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○
	W3	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
	LX1	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	LX2	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	LX3	×	×	×	○	○	×	×	○	○	○	○
	LW1	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○
	LW2	×	×	○	×	○	×	×	○	×	○	○
	LW3	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○

ご注意いただきたいこと

始期前発病について

※告知義務違反が発覚した場合は、保険金をお受け取りいただけないことがあります。(左記P19記載のとおり)

- ◆新規加入時もしくは補償拡大部分の補償開始日(保険始期日)において、すでに発病している病気・症状については保険金をお支払いできません。
- ◆ただし、新規加入時もしくは補償拡大時の補償開始日から1年を経過した後に発生した(補償開始日に既に発病している)病気・症状についての入院・手術等の場合は保険金をお支払いできます。



補償開始日時点ですでに発病しているか否かは、医師の診断内容等によって判断させていただきます。具体的に下記に該当する場合等では、保険金をお支払いできない可能性がありますのでご注意ください。

- ① 補償開始日前に受療歴や症状、検査異常、経過観察、服用がある場合
- ② 補償開始日前に身体に生じた異常(症状)についての自覚または認識がある場合

重要

「健康状態等の告知の簡素化・緩和のご案内」(水色の用紙)
対象の方には一斉募集のご案内を簡易書留にてお届けしております。



※水色の用紙が入っていない方は対象外です

左ページの「今年度(令和8年度)の健康状態等告知に関するご質問」が「なし」となる場合、再告知いただければ特定疾病等不担保特約を削除することが可能です!

現在特定疾病等不担保特約が付帯されている場合には、手続き方法を記載したご案内を同封しておりますので、必ずご確認ください。

※募集期間終了後および保険期間中は削除することができません。

中途加入

新規ご加入いただく際は、「健康状態等告知に関するご質問」へのご回答が必要です。

疾病入院保険

今年度(令和8年度)の健康状態等告知に関するご質問

質問 1

●告知日(ご記入日)現在、病気やケガで入院中、または入院か手術をすすめられていますか。

なし

あり

申し訳ございませんが、
お受けできません。

質問 2

●告知日(ご記入日)より過去1年以内に病気で、継続して10日以上の入院をしたことがありますか。

なし

あり

お受けできます。

告知書は保険の対象となる方(被保険者)ご自身がありのままにご記入ください。告知の内容が正しくない場合には、加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

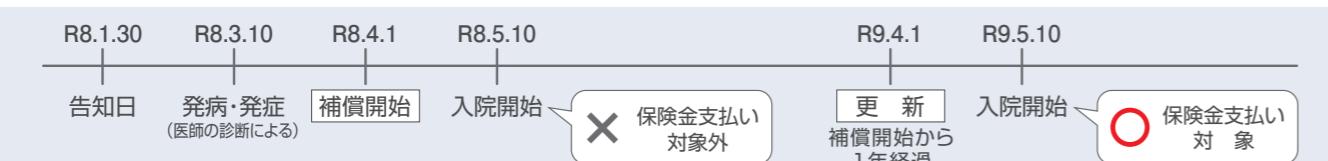
*ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

ご注意いただきたいこと

始期前発病について

※告知義務違反が発覚した場合は、保険金をお受け取りいただけないことがあります。
(上記記載のとおり)

- ◆新規加入時の補償開始日(保険始期日)において、すでに発病している病気・症状については保険金をお支払いできません。
- ◆退職時までグループ生命共済に加入され、退職の翌月付でこの保険に健康状態等告知に関するご質問を無告知で加入される方についても、この保険に加入された際の補償開始日にすでに発病している病気・症状については保険金をお支払いできません。
- ◆ただし、新規加入時の補償開始日から1年を経過した後に発生した(補償開始日に既に発病している)病気・症状についての入院・手術等の場合は保険金をお支払いできます。



補償開始日時点ですでに発病しているか否かは、医師の診断内容によって判断させていただきます。
具体的に下記に該当する場合等では、保険金をお支払いできない可能性がありますのでご注意ください。

- ① 補償開始日前に受療歴や症状、検査異常、経過観察、服用がある場合
- ② 補償開始日前に身体に生じた異常(症状)についての自覚または認識がある場合

退職される方

退職時までグループ生命共済に加入されている場合、健康状態等の告知が不要となる場合があります。詳細は下記をご確認ください。

健康状態等の告知確認 フローチャート

疾病入院保険の標準補償(X・LX)タイプをご希望の方

退職時までグループ生命共済に加入の方で
退職月の翌月付で加入(補償開始)される方

グループ生命共済
《みんなのそなえ》に
加入の方

グループ生命共済
[たすけあい制度]に
加入の方

健康状態等の告知は不要です
※グループ生命共済の加入コースの申告が必要です

疾病入院保険の女性医療特約付き補償
(W・LW)タイプをご希望の方

【お願い】加入制度がご不明な場合は、
パナソニック済会様へ直接
ご確認願います。

いいえ

いいえ

健康状態等の告知が必要です

A 現在、グループ生命共済《みんなのそなえ》に未加入の方

B 現在、グループ生命共済[たすけあい制度]で加入の方

C 現在、グループ生命共済に加入している方で、退職月の翌月以降に手続きされる方

D OB団体疾病入院保険の女性医療特約付き補償(W・LW)タイプに加入される方

※始期前発病については左ページに記載の通りです。

グループ生命共済のご加入内容確認方法

イメージ図 ※ご所属されている企業によっては異なる場合がございます。

各種保険加入状況						
保険名称	取扱機関	保険金	控除額	保険会社	加入年	コース・口数
グループ生命共済	共済会	300万		住生・全労済・共済会	2017/8	03M
自動車	保険S			東京海上日動火災	2020/10	
バナ傷害	個人			三井住友海上火災	2020/8	5



福祉明細のこの部分をご確認ください!

福祉明細が無い等、ご加入状況が分からぬ場合は共済会様に直接ご確認ください。

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご説明させてください。

疾病入院保険に新たに加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合^{*1}には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）ご自身がありのままにご記入ください。^{*2}

告知の内容が正しくない場合には、加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。^{*3}

*2 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

*3 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。



保険金請求時等に、告知内容についてご確認させていただく場合があります。



ご注意ください

P19、21の「健康状態等告知に関するご質問」をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、P28～31重要事項説明書ページをご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

OB団体疾病入院保険については、支払責任の開始する日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいている場合であっても、保険金お支払いの対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した入院等については、保険金お支払いの対象となります。



この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

告知義務違反について（告知の大切さ）

P19、21の「健康状態等に関するご質問」をご確認のうえ、告知欄へご回答ください。

- ◆告知欄には、保険の対象となる方ご自身がありのままにご記入ください。
- ◆「健康状態告知欄」に記載していただいた内容が事実と異なる場合には、ご加入を解除^{*4}させていただくことがあります。ご加入が解除となった場合は保険金をお受け取りいただけないことがあります。（更新時に補償内容を拡大された場合、補償内容を拡大された部分が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。）
- ◆保険金ご請求時等に、告知いただいた時点に遡ってご確認させていただく場合があります。
- ◆告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- ◆告知義務、新たな保険契約への切替の場合にご注意いただきたい事項についてはP28～29の『重要事項説明書II ご加入時におけるご注意事項』にも記載されているのでご確認ください。

*4 被保険者が故意または重大な過失によって事実を記載しなかったり、事実と異なる記載をしたときは、引受保険会社は保険契約を解除することができます。

ご注意いただきたいこと

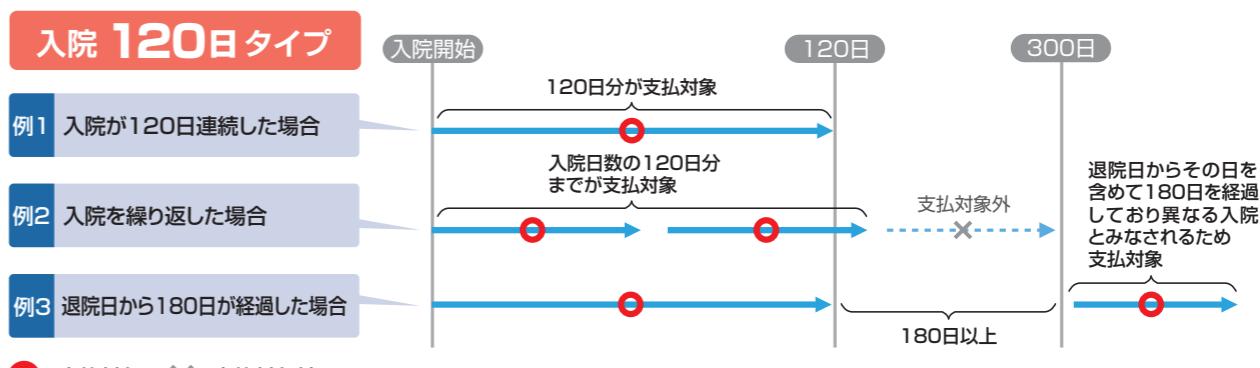
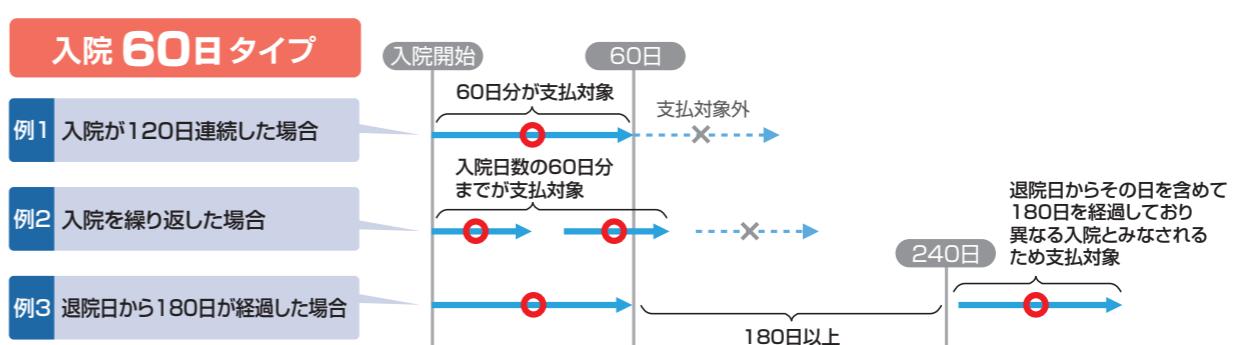
1回の入院について

一旦退院し、再入院した場合、前後の入院をあわせて1回の入院とみなす場合があります。

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ^{*5}（医学上重要な関係がある病気やケガ^{*6}を含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

*5 疾病入院保険でケガが補償対象となるのは、放射線治療、総合先進医療、女性医療特約の女性形成治療のみです。



保険料控除証明について

◆本制度における控除対象は、疾病入院保険のみとなります。

◆ハガキでのご案内となります。電子データでのご提供は出来ません。発送時期については、P2をご参照ください。

◆控除証明書の裏面もご参照ください。

サンプル

地図保険料・生命保険料控除申告用ご通知 (被保険料控除申告用)						
令和 8 年分						
ご加入者名: トウカイ タロウ 社員コード: 345****	保険種類: 健康生活 医療	始期日: R8/4/1	保険料区分: 1	保険金額: 23,720	控除対象保険料: 23,720	区分: 生(6)
206 - 8510 トウカイ タマシキマキ2-1-1						
東海 太郎 社員コード: 345****	内 容					
<保険料控除のご案内>						
被保険者名: 東京海上日動火災保険株式会社 代理店名: 東京海上日動火災保険株式会社 代理店コード: 3916 代理店名: 市営事業部第三部営業チーム 代理店コード: 2828 代理店名: パナソニック保険サービス株式会社 代理店コード: 0570-87-115 支店名: 〒206-0510 東京海上日動火災保険株式会社 ②からにより表示している場合は、下記を表示してください。→	区分: 生(1): 保険料控除の対象となるもの 生(2): 介護・医療保険の控除対象となるもの 地(3): 地震保険料控除の対象となるもの 地(4): 地震保険料控除の対象となるもの 地(5): 地震保険料控除の対象となるもの 地(6): 地震保険料控除の対象となるもの 地(7): 地震保険料控除の対象となるもの 地(8): 地震保険料控除の対象となるもの 地(9): 地震保険料控除の対象となるもの 地(10): 地震保険料控除の対象となるもの 地(11): 地震保険料控除の対象となるもの 地(12): 地震保険料控除の対象となるもの 地(13): 地震保険料控除の対象となるもの 地(14): 地震保険料控除の対象となるもの 地(15): 地震保険料控除の対象となるもの 地(16): 地震保険料控除の対象となるもの 地(17): 地震保険料控除の対象となるもの 地(18): 地震保険料控除の対象となるもの 地(19): 地震保険料控除の対象となるもの 地(20): 地震保険料控除の対象となるもの 地(21): 地震保険料控除の対象となるもの 地(22): 地震保険料控除の対象となるもの 地(23): 地震保険料控除の対象となるもの 地(24): 地震保険料控除の対象となるもの 地(25): 地震保険料控除の対象となるもの 地(26): 地震保険料控除の対象となるもの 地(27): 地震保険料控除の対象となるもの 地(28): 地震保険料控除の対象となるもの 地(29): 地震保険料控除の対象となるもの 地(30): 地震保険料控除の対象となるもの 地(31): 地震保険料控除の対象となるもの 地(32): 地震保険料控除の対象となるもの 地(33): 地震保険料控除の対象となるもの 地(34): 地震保険料控除の対象となるもの 地(35): 地震保険料控除の対象となるもの 地(36): 地震保険料控除の対象となるもの 地(37): 地震保険料控除の対象となるもの 地(38): 地震保険料控除の対象となるもの 地(39): 地震保険料控除の対象となるもの 地(40): 地震保険料控除の対象となるもの 地(41): 地震保険料控除の対象となるもの 地(42): 地震保険料控除の対象となるもの 地(43): 地震保険料控除の対象となるもの 地(44): 地震保険料控除の対象となるもの 地(45): 地震保険料控除の対象となるもの 地(46): 地震保険料控除の対象となるもの 地(47): 地震保険料控除の対象となるもの 地(48): 地震保険料控除の対象となるもの 地(49): 地震保険料控除の対象となるもの 地(50): 地震保険料控除の対象となるもの 地(51): 地震保険料控除の対象となるもの 地(52): 地震保険料控除の対象となるもの 地(53): 地震保険料控除の対象となるもの 地(54): 地震保険料控除の対象となるもの 地(55): 地震保険料控除の対象となるもの 地(56): 地震保険料控除の対象となるもの 地(57): 地震保険料控除の対象となるもの 地(58): 地震保険料控除の対象となるもの 地(59): 地震保険料控除の対象となるもの 地(60): 地震保険料控除の対象となるもの 地(61): 地震保険料控除の対象となるもの 地(62): 地震保険料控除の対象となるもの 地(63): 地震保険料控除の対象となるもの 地(64): 地震保険料控除の対象となるもの 地(65): 地震保険料控除の対象となるもの 地(66): 地震保険料控除の対象となるもの 地(67): 地震保険料控除の対象となるもの 地(68): 地震保険料控除の対象となるもの 地(69): 地震保険料控除の対象となるもの 地(70): 地震保険料控除の対象となるもの 地(71): 地震保険料控除の対象となるもの 地(72): 地震保険料控除の対象となるもの 地(73): 地震保険料控除の対象となるもの 地(74): 地震保険料控除の対象となるもの 地(75): 地震保険料控除の対象となるもの 地(76): 地震保険料控除の対象となるもの 地(77): 地震保険料控除の対象となるもの 地(78): 地震保険料控除の対象となるもの 地(79): 地震保険料控除の対象となるもの 地(80): 地震保険料控除の対象となるもの 地(81): 地震保険料控除の対象となるもの 地(82): 地震保険料控除の対象となるもの 地(83): 地震保険料控除の対象となるもの 地(84): 地震保険料控除の対象となるもの 地(85): 地震保険料控除の対象となるもの 地(86): 地震保険料控除の対象となるもの 地(87): 地震保険料控除の対象となるもの 地(88): 地震保険料控除の対象となるもの 地(89): 地震保険料控除の対象となるもの 地(90): 地震保険料控除の対象となるもの 地(91): 地震保険料控除の対象となるもの 地(92): 地震保険料控除の対象となるもの 地(93): 地震保険料控除の対象となるもの 地(94): 地震保険料控除の対象となるもの 地(95): 地震保険料控除の対象となるもの 地(96): 地震保険料控除の対象となるもの 地(97): 地震保険料控除の対象となるもの 地(98): 地震保険料控除の対象となるもの 地(99): 地震保険料控除の対象となるもの 地(100): 地震保険料控除の対象となるもの 地(101): 地震保険料控除の対象となるもの 地(102): 地震保険料控除の対象となるもの 地(103): 地震保険料控除の対象となるもの 地(104): 地震保険料控除の対象となるもの 地(105): 地震保険料控除の対象となるもの 地(106): 地震保険料控除の対象となるもの 地(107): 地震保険料控除の対象となるもの 地(108): 地震保険料控除の対象となるもの 地(109): 地震保険料控除の対象となるもの 地(110): 地震保険料控除の対象となるもの 地(111): 地震保険料控除の対象となるもの 地(112): 地震保険料控除の対象となるもの 地(113): 地震保険料控除の対象となるもの 地(114): 地震保険料控除の対象となるもの 地(115): 地震保険料控除の対象となるもの 地(116): 地震保険料控除の対象となるもの 地(117): 地震保険料控除の対象となるもの 地(118): 地震保険料控除の対象となるもの 地(119): 地震保険料控除の対象となるもの 地(120): 地震保険料控除の対象となるもの 地(121): 地震保険料控除の対象となるもの 地(122): 地震保険料控除の対象となるもの 地(123): 地震保険料控除の対象となるもの 地(124): 地震保険料控除の対象となるもの 地(125): 地震保険料控除の対象となるもの 地(126): 地震保険料控除の対象となるもの 地(127): 地震保険料控除の対象となるもの 地(128): 地震保険料控除の対象となるもの 地(129): 地震保険料控除の対象となるもの 地(130): 地震保険料控除の対象となるもの 地(131): 地震保険料控除の対象となるもの 地(132): 地震保険料控除の対象となるもの 地(133): 地震保険料控除の対象となるもの 地(134): 地震保険料控除の対象となるもの 地(135): 地震保険料控除の対象となるもの 地(136): 地震保険料控除の対象となるもの 地(137): 地震保険料控除の対象となるもの 地(138): 地震保険料控除の対象となるもの 地(139): 地震保険料控除の対象となるもの 地(140): 地震保険料控除の対象となるもの 地(141): 地震保険料控除の対象となるもの 地(142): 地震保険料控除の対象となるもの 地(143): 地震保険料控除の対象となるもの 地(144): 地震保険料控除の対象となるもの 地(145): 地震保険料控除の対象となるもの 地(146): 地震保険料控除の対象となるもの 地(147): 地震保険料控除の対象となるもの 地(148): 地震保険料控除の対象となるもの 地(149): 地震保険料控除の対象となるもの 地(150): 地震保険料控除の対象となるもの 地(151): 地震保険料控除の対象となるもの 地(152): 地震保険料控除の対象となるもの 地(153): 地震保険料控除の対象となるもの 地(154): 地震保険料控除の対象となるもの 地(155): 地震保険料控除の対象となるもの 地(156): 地震保険料控除の対象となるもの 地(157): 地震保険料控除の対象となるもの 地(158): 地震保険料控除の対象となるもの 地(159): 地震保険料控除の対象となるもの 地(160): 地震保険料控除の対象となるもの 地(161): 地震保険料控除の対象となるもの 地(162): 地震保険料控除の対象となるもの 地(163): 地震保険料控除の対象となるもの 地(164): 地震保険料控除の対象となるもの 地(165): 地震保険料控除の対象となるもの 地(166): 地震保険料控除の対象となるもの 地(167): 地震保険料控除の対象となるもの 地(168): 地震保険料控除の対象となるもの 地(169): 地震保険料控除の対象となるもの 地(170): 地震保険料控除の対象となるもの 地(171): 地震保険料控除の対象となるもの 地(172): 地震保険料控除の対象となるもの 地(173): 地震保険料控除の対象となるもの 地(174): 地震保険料控除の対象となるもの 地(175): 地震保険料控除の対象となるもの 地(176): 地震保険料控除の対象となるもの 地(177): 地震保険料控除の対象となるもの 地(178): 地震保険料控除の対象となるもの 地(179): 地震保険料控除の対象となるもの 地(180): 地震保険料控除の対象となるもの 地(181): 地震保険料控除の対象となるもの 地(182): 地震保険料控除の対象となるもの 地(183): 地震保険料控除の対象となるもの 地(184): 地震保険料控除の対象となるもの 地(185): 地震保険料控除の対象となるもの 地(186): 地震保険料控除の					

疾病入院保険(団体総合生活保険) 補償の概要

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。
※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください)。

【疾病入院保険】 病気やケガ^{*}により、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この補償については、通院・死亡に対する補償はありません。保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動はその影響がなかったときに相当する金額をお支払いいたします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

※疾病入院保険でケガが補償対象となるのは、放射線治療、総合先進医療、女性医療特約の女性形成治療のみです。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合		
疾病入院保険金	<p>病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始した場合に保険金をお支払いします。</p> <table border="1"> <tr> <td>お支払額</td> <td>疾病入院保険金日額×入院日数</td> </tr> </table> <p>ただし、1回の入院^{*1}について、疾病入院保険金支払限度日数^{*2}を限度とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 1回の入院についての詳細はP24の例示部分をご参照ください。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p>	お支払額	疾病入院保険金日額×入院日数	<p>●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ^{*1} ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方の闘争行為(ケンカ)、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ●無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ●精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ●アルコール依存および薬物依存 ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ●この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ^{*2} *3 等</p>
お支払額	疾病入院保険金日額×入院日数			
医療補償基本特約	<p>病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術^{*1} *2 *3を受けられた場合に、保険金をお支払いします。</p> <table border="1"> <tr> <td>お支払額</td> <td>入院中の手術 疾病入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術 疾病入院保険金日額の5倍</td> </tr> </table> <p>*1 以下の手術を除きます。傷の処置(創傷処理、デブリードマン)、切開術(皮膚、鼓膜)、骨・関節の非観血整復術、非観血整復固定術および非観血的授動術、抜歯、異物除去(外耳、鼻腔内)、鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)、魚の目、タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)、その他美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術等(生検、腹腔鏡検査等)。 *2 公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 *3 時期を同じくして^{*4} 2種類以上の手術を受けた場合には、いざれか1種類の手術についてのみ支払います。また、同一の手術を複数回受けた場合で、それらの手術が公的医療保険制度における医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、それらの手術のうち支払う保険金の額の高いいざれか1回の手術についてのみ保険金を支払います。 *4 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>	お支払額	入院中の手術 疾病入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術 疾病入院保険金日額の5倍	<p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その額を削減してお支払いすることができます。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当ときは、保険金のお支払いの対象とします。 *3 病気やケガを正しく告知いただいた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。</p>
お支払額	入院中の手術 疾病入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術 疾病入院保険金日額の5倍			
放射線治療保険金	<p>病気やケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療^{*1}を受けられた場合に、疾病入院保険金日額の10倍をお支払いします。</p> <p>*1 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日間に1回の支払を限度とします。</p>	<p>病気やケガによって保険期間中に先進医療^{*1}を受けられた場合(保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。)に、先進医療にかかる技術料^{*2}について保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額500万円を限度とします。</p> <p>*1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養^{*3}を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養^{*3}は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 *2 次の費用等、先進医療にかかる技術料以外の費用は含まれません。 i.公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii.先進医療以外の評価療養のための費用 iii.選定療養のための費用 iv.食事療養のための費用 v.生活療養のための費用 *3 次のいざれかに該当するものをいいます。 i.診察 ii.薬剤または治療材料の支給 iii.処置、手術その他の治療</p>		
総合先進医療基本保険金				

総合先進医療特約	病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合に、10万円をお支払いします。ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、この特約の保険期間を通じて、1回に限ります。
----------	---

女性入院保険金	所定の病気(女性疾病等 ^{*1})によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始した場合に保険金をお支払いします。
お支払額	女性入院保険金日額×入院日数

ただし、1回の入院^{*2}について、疾病入院保険金支払限度日数^{*3}を限度とします。
※女性入院保険金が支払われる入院中、さらに別の女性疾病等^{*1}となつても女性入院保険金は重複してはお支払いできません。

*1 一般に女性が罹患しやすいとされる所定の病気(乳房・女性生殖器の悪性新生物(がん)・良性新生物等)の他、乳房・女性生殖器以外の悪性新生物(がん)や糖尿病、心疾患等も含みます。
*2 1回の入院についての詳細はP24の例示部分をご参照ください。
*3 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。

女性医療特約	病気やケガの治療のため、保険期間中に以下の手術を受けられた場合に、手術の種類に応じて女性入院保険金日額の20倍または40倍の額をお支払いします。
お支払額	<ul style="list-style-type: none"> ●瘢痕形成術(植皮術(皮膚の移植術)や瘢痕(傷跡)に対する形成術) ●変形形成術(足ゆびの後天性変形(外反母趾等)に対する形成術) ●乳房切除術(皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいい、生検を除きます。) <p>ただし、時期を同じくして^{*1} 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入つてから出るまで」をいいます。</p> <p>!</p> <p>乳房の悪性新生物(がん)の治療のための手術については、その悪性新生物(がん)を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前である場合は、保険金をお支払いできません(ただし、初年度契約の保険始期日からその日を含めて1年と90日を経過した後に手術を受けた場合は、保険金お支払いの対象となります。)</p>

先進医療について

「先進医療」については、厚生労働省にて適用/除外が論議され、その結果が都度、厚生労働省のホームページ上に公開されます。「適用日」「除外日」は施行日に準じます。

＜保険金のお支払条件＞

- ①厚生労働大臣が定める先進医療を受けること。
- ②先進医療ごとに厚生労働省が定める施設基準に適合する病院等で行われること。
- ※先進医療に係る技術料以外はお支払対象外です。技術料は領収書・診療明細書等に記載されます。

保険金のお支払対象となる先進医療の各技術名および病院等については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

厚生労働省 先進医療 検索 (厚生労働省ホームページ: <https://www.mhlw.go.jp/index.html>)

「先進医療の各技術の概要」や「先進医療を実施している医療機関の一覧」のページに掲載されています。判断に迷われる場合は、代理店もしくは保険会社までお問い合わせください。

【「総合先進医療特約」における粒子線治療^{*1}費用のお支払いについて】

一定の条件^{*2}を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療^{*1}にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。

事前の手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください(医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。)。

*1「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。

*2「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・粒子線治療^{*1}が「総合先進医療特約」のお支払対象となる先進医療であること。
- ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
- ・粒子線治療^{*1}開始前に保険金のお支払対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。

P1～
お手続きの流れ
P3～
ご案内
P5～
補償内容
P9～
補償額と
保険料

P9～
加入できる方
の範囲
P11～
補償の概要

P13～
補償内容
P15～
補償額と
加入できる方
の範囲

P17～
保険料
P19～
【重要】
健康状態等に
関するご質問
P23～
告知の大切さ
について
P25～
補償の概要

P27
女性疾病等
の一例

P28～
重要事項説明書
P32
個人情報の取扱い

P33～
中途加入用
保険料表

P39～
用語集
P41～
Q & A

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について
弊社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行なうことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引き受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合
告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日※3から1年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することができます*4。

●責任開始日※3から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することができます。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*5(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることができます)。

*3 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*4 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することができます。

*5 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除せいでいただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

【傷害補償(傷害保険)】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険への加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申出ください。

*1 夫婦補償の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約・減額等することを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定期率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

III ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、前記「II-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行なう際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいたぐ必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご加入内容変更をいたぐいでから1か月以内に保険金請求のご連絡をいたぐいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することができます。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があつても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少くになります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することができます。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償(傷害保険)・医療補償(疾病入院保険)においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

医療補償(疾病入院保険)において、更新前契約に補償対象となる病気・症状が設定されている場合であつても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知していただくことで、補償対象となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいたぐいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

医療補償(疾病入院保険)において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいたぐない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することができます。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできません。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までぐぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結・更新・管理・再保険金支払等に利用するため、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤賃貸・抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る手続手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償(傷害保険)で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金・返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金・返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補 償 内 容	保 険 期 間	經 營 破 經 し た 場 合 等 の オ ー リ ン グ
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償(傷害保険)	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
	1年超	
医療補償(疾病入院保険)		原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定期率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行なっております。したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行ないます。引受保険会社については、後記(共同保険引受保険会社について)をご確認ください。

6 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちに(医療補償(疾病入院保険)については30日以内に)パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかる示談交渉は、必ず弊社とご相談くださいながらご対応ください。

- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります)
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち弊

●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

- 1.保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- 2.相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- 3.保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社 保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

0570-022808 (通話料有料)

IP電話からは 03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日 午前9時15分~午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

<共同保険引受保険会社について>

傷害補償・賠償責任・財産に関する補償(傷害保険 個人賠償責任補償 携行品補償)	医療補償(疾病入院保険)
引受保険会社	引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社(幹事会社)	東京海上日動火災保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社	
損害保険ジャパン株式会社	

※引受割合については、パナソニック保険サービスまでお問い合わせください。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、[お問い合わせ先](#)までご連絡ください。)

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター 0120-720-110
(東京海上日動安心110番)

受付時間: 24時間 365日

加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、加入いただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1

保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合は加入内容を再度ご検討ください。

保険金をお支払いする主な場合 保険の対象となる方 保険料・保険料払込方法
 保険期間 保険金額、免責金額(自己負担額)

2

加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。
また、下記事項に関し、現在の加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

加入いただく補償に応じてご確認いただく事項

確認事項	傷害補償 (傷害保険)	医療補償 (疾病入院保険)
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいているか?	—	○
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいているか?	—	○

全ての補償に共通してご確認いただく事項

加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいているか?

3

重要事項説明書の内容についてご確認いただきましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任保険契約をご契約される場合で、他に同種の保険契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

当社の個人情報に関するお取扱いについて(概要)

パナソニック保険サービス株式会社(以下、「当社」)は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令・ガイドライン等を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるよう、従業員等への教育・指導を徹底し、適正な取扱いに取組んでまいります。また、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に迅速に対応し、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

お客様におかれましては、下記にご同意のうえ、保険申込みや各種お問い合わせ、あるいはアンケート等にご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

1.個人情報取扱事業者名

パナソニック保険サービス株式会社 代表取締役社長 渡部 伸一
大阪府門真市元町22番6号 Panasonic XC KADOMA 3階

2.個人情報保護管理者

情報システム部 部長 山高 進司

3.個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、適法、かつ、公正な手段により個人情報を取得します。なお、電話応対時において、お問い合わせ内容などの正確な把握や電話応対品質向上のために、通話を録音させていただく場合があります。

4.個人情報の利用目的

[保険代理店業務に関する情報]

当社は、下表の損害保険会社、生命保険会社および少額短期保険業者(以下、「各社」)から業務の委託を受けた代理店であり、取得した個人情報を当該業務の遂行に必要な範囲で利用します。また、各社の商品およびこれらに付帯・関連するサービスのご提供のために利用させていただくことがあります。各社の個人情報の利用目的は、各社のホームページに記載しています。

損害保険会社	三井住友海上火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 AIG損害保険株式会社 アニコ損害保険株式会社	東京海上日動火災保険株式会社 セコム損害保険株式会社 SOMPOダイレクト損害保険株式会社	損害保険ジャパン株式会社 共栄火災海上保険株式会社 アクサ損害保険株式会社
生命保険会社	三井住友海上あいおい生命保険株式会社 アフラック生命保険株式会社	東京海上日動あんしん生命保険株式会社	SOMPOひまわり生命保険株式会社
少額短期保険業者	SBI日本少額短期保険株式会社 東京海上ミレニア少額短期保険株式会社	ジャパン少額短期保険株式会社 東京海上ウエスト少額短期保険株式会社	ソニー少額短期保険株式会社 Myinsurance株式会社

[通話録音に関する情報]

(1)お問い合わせ、ご相談内容、ご契約内容等の事実確認、ならびにご案内、資料発送等を正確に行うための連絡先の確認に利用します。
(2)電話応対を含む業務品質向上に向けた研修やデータ分析の実施等に利用します。

[お問い合わせに関する情報]

お問い合わせに対するご回答に利用します。

[当社サービスの利用お申込み、キャンペーンお申込み、アンケートご回答に関する情報]

(1)当社サービスのご案内、ご提供のために利用します。
(2)キャンペーンの実施、キャンペーンに関するご案内・ご連絡、プレゼントの発送のために利用します。
(3)当社サービスの企画・開発、業務品質向上等のためのデータ分析や研修等に利用します。

以上の範囲で利用し、その他の目的に利用することはできません。上記の利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に対し、原則として書面等によりご通知し、又はホームページへの掲載などの方法により公表します。

5.個人情報の第三者への提供

当社は、個人情報を第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3)利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合

(4)合併その他の理由による事業の承継に伴い、個人情報を提供する場合

(5)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(6)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

また、個人情報を第三者に提供した場合、あるいは第三者から取得した場合、法令等で定める場合を除き、提供・取得経緯等の確認を行うとともに、提供先・提供者の氏名等、法令で定める事項を記録し、保管します。

6.個人情報の委託

当社は、取得した個人情報の取扱いの全部又は一部を、前記「4.個人情報の利用目的」に必要な範囲において委託することができます。この場合においても、個人情報保護の体制を整備した委託先を選定し適切な管理をいたします。

7.機微(センシティブ)情報の取扱い

当社は、個人情報保護法第2条の3に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する情報(以下、「センシティブ情報」)を個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

8.安全管理のために講じた措置

当社は、取扱う個人データの漏洩、滅失又は破損の防止、その他の個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱い規定等の整備および実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的達成に必要とされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

9.個人情報の開示、訂正等のご請求

当社の開示対象個人情報に関する開示、訂正等又は利用停止等に関するご請求につきましては、当社が適切に対応いたします。保険会社等からの委託業務に関わる個人情報につきましては委託元に、団体等に帰属する個人情報につきましては帰属元にお取り次ぎいたします。また、当社の開示対象個人情報とは、採用応募に関する個人情報、安全運転講習会のアンケート等です。なお、開示等の請求等の申出先、様式、請求等の方法、手数料等については、以下のURLを参照してください。(<https://panasonic.co.jp/pisj/info/info05.php>)

10.個人情報提供の任意性

当社への個人情報の提供はあくまで任意です。ただし、個人情報の提供をいただけない場合は、前記「4.個人情報の利用目的」に記載の業務の内、当社ではご提供できない場合がありますのでご了承ください。

11.当社に対するご照会、ご相談および苦情について

下記窓口にお問い合わせください。ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応させていただきますので、あらかじめご了承願います。

お問い合わせ ご相談・苦情窓口	パナソニック保険サービス株式会社 CS部 〒571-0057 大阪府門真市元町22番6号 Panasonic XC KADOMA 3階 TEL:06-6906-4573 eメール: pisj_cs@ml.jp.panasonic.com 営業時間: 平日 9時~17時30分(土・日・祝日・長期休暇等、当社休業日は除く)
--------------------	--



改定日:2024年10月1日

個人補償



天災危険補償なしタイプ

中途加入日 (補償開始日)	中途加入 保険料	A1	A2
4月1日	1年間分	7,130円	12,420円
5月1日	11ヶ月分	6,540円	11,380円
6月1日	10ヶ月分	5,950円	10,340円
7月1日	9ヶ月分	5,360円	9,320円
8月1日	8ヶ月分	4,730円	8,220円
9月1日	7ヶ月分	4,130円	7,170円
10月1日	6ヶ月分	3,540円	6,160円
11月1日	5ヶ月分	2,940円	5,110円
12月1日	4ヶ月分	2,410円	4,210円
1月1日	3ヶ月分	1,810円	3,160円
2月1日	2ヶ月分	1,190円	2,070円
3月1日	1ヶ月分	600円	1,050円



天災危険補償ありタイプ

地震・噴火またはこれらによる津波によるケガや熱中症も補償します

中途加入日 (補償開始日)	中途加入 保険料	E1	E2
4月1日	1年間分	8,820円	15,520円
5月1日	11ヶ月分	8,140円	14,340円
6月1日	10ヶ月分	7,360円	12,950円
7月1日	9ヶ月分	6,660円	11,720円
8月1日	8ヶ月分	5,890円	10,370円
9月1日	7ヶ月分	5,180円	9,130円
10月1日	6ヶ月分	4,430円	7,790円
11月1日	5ヶ月分	3,720円	6,560円
12月1日	4ヶ月分	2,930円	5,160円
1月1日	3ヶ月分	2,230円	3,930円
2月1日	2ヶ月分	1,490円	2,630円
3月1日	1ヶ月分	760円	1,350円

中途加入用 保険料表

夫婦補償



天災危険補償なしタイプ

中途加入日 (補償開始日)	中途加入 保険料	B1	B2
4月1日	1年間分	13,030円	22,470円
5月1日	11ヶ月分	11,860円	20,440円
6月1日	10ヶ月分	10,820円	18,640円
7月1日	9ヶ月分	9,760円	16,820円
8月1日	8ヶ月分	8,650円	14,910円
9月1日	7ヶ月分	7,570円	13,050円
10月1日	6ヶ月分	6,430円	11,070円
11月1日	5ヶ月分	5,380円	9,260円
12月1日	4ヶ月分	4,380円	7,560円
1月1日	3ヶ月分	3,300円	5,700円
2月1日	2ヶ月分	2,140円	3,680円
3月1日	1ヶ月分	1,080円	1,860円



天災危険補償ありタイプ

地震・噴火またはこれらによる津波によるケガや熱中症も補償します

中途加入日 (補償開始日)	中途加入 保険料	F1	F2
4月1日	1年間分	17,230円	30,590円
5月1日	11ヶ月分	15,820円	28,100円
6月1日	10ヶ月分	14,400円	25,570円
7月1日	9ヶ月分	12,990円	23,080円
8月1日	8ヶ月分	11,530円	20,470円
9月1日	7ヶ月分	10,090円	17,930円
10月1日	6ヶ月分	8,600円	15,270円
11月1日	5ヶ月分	7,230円	12,840円
12月1日	4ヶ月分	5,700円	10,120円
1月1日	3ヶ月分	4,360円	7,750円
2月1日	2ヶ月分	2,900円	5,150円
3月1日	1ヶ月分	1,500円	2,670円



疾病入院保険

団体総合生活保険医療補償(総合先進医療特約・女性医療特約)

入院120日タイプについては、P37~P38に記載しております。

入院 60日 タイプ

X1
タイプ
(標準補償タイプ)

		年齢																					
中途加入日 (補償開始日)	中途加入保険料	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90~94歳	95~99歳	中途加入保険料	中途加入日 (補償開始日)	
4月1日	1年間分	2,350円	2,180円	2,400円	3,310円	3,550円	3,680円	3,910円	4,190円	5,340円	6,760円	9,210円	12,870円	17,300円	23,720円	29,520円	36,280円	36,490円	41,040円	45,870円	1年間分	4月1日	
5月1日	11ヶ月分	2,160円	2,000円	2,200円	3,030円	3,250円	3,380円	3,840円	4,890円	6,200円	8,450円	11,800円	15,860円	21,740円	27,060円	33,260円	33,440円	37,620円	42,050円	11ヶ月分	5月1日		
6月1日	10ヶ月分	1,960円	1,810円	2,000円	2,750円	2,960円	3,070円	3,260円	3,490円	4,450円	5,640円	7,680円	10,730円	14,420円	19,770円	24,600円	30,230円	30,400円	34,200円	38,220円	10ヶ月分	6月1日	
7月1日	9ヶ月分	1,770円	1,640円	1,810円	2,490円	2,670円	2,770円	2,940円	3,150円	4,010円	5,080円	6,920円	9,660円	12,980円	17,800円	22,150円	27,220円	27,370円	30,790円	34,410円	9ヶ月分	7月1日	
8月1日	8ヶ月分	1,580円	1,460円	1,610円	2,210円	2,370円	2,460円	2,610円	2,800円	3,570円	4,520円	6,150円	8,590円	11,540円	15,820円	19,690円	24,190円	24,330円	27,370円	30,590円	8ヶ月分	8月1日	
9月1日	7ヶ月分	1,370円	1,270円	1,400円	1,920円	2,070円	2,150円	2,280円	2,440円	3,110円	3,940円	5,370円	7,500円	10,090円	13,830円	17,220円	21,160円	21,280円	23,940円	26,750円	7ヶ月分	9月1日	
10月1日	6ヶ月分	1,170円	1,080円	1,190円	1,650円	1,770円	1,840円	1,950円	2,090円	2,660円	3,380円	4,600円	6,430円	8,650円	11,860円	14,760円	18,130円	18,240円	20,520円	22,930円	6ヶ月分	10月1日	
11月1日	5ヶ月分	990円	910円	1,000円	1,380円	1,480円	1,540円	1,630円	1,750円	2,230円	2,820円	3,840円	5,370円	7,210円	9,890円	12,300円	15,120円	15,210円	17,100円	19,120円	5ヶ月分	11月1日	
12月1日	4ヶ月分	790円	730円	800円	1,110円	1,190円	1,230円	1,310円	1,400円	1,780円	2,260円	3,070円	4,300円	5,770円	7,910円	9,840円	12,100円	12,160円	13,680円	15,290円	4ヶ月分	12月1日	
1月1日	3ヶ月分	590円	550円	600円	830円	890円	920円	980円	1,050円	1,340円	1,690円	2,310円	3,220円	4,330円	5,930円	7,380円	9,070円	9,120円	10,260円	11,470円	3ヶ月分	1月1日	
2月1日	2ヶ月分	390円	360円	400円	550円	590円	620円	650円	700円	890円	1,130円	1,540円	2,150円	2,890円	3,960円	4,920円	6,050円	6,840円	7,650円	8,400円	2ヶ月分	2月1日	
3月1日	1ヶ月分	210円	190円	210円	290円	310円	320円	340円	360円	460円	570円	780円	1,080円	1,450円	1,990円	2,470円	3,030円	3,430円	3,830円	4,150円	1ヶ月分	3月1日	

X2
タイプ
(標準補償タイプ)

		年齢																					
中途加入日 (補償開始日)	中途加入保険料	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90~94歳	95~99歳	中途加入保険料	中途加入日 (補償開始日)	
4月1日	1年間分	4,120円	3,760円	4,210円	6,020円	6,510円	6,780円	7,230円	7,800円	10,080円	12,930円	17,830円	25,150円	34,020円	46,850円	58,450円	71,970円	72,380円	81,490円	91,150円	1年間分	4月1日	
5月1日	11ヶ月分	3,770円	3,450円	3,850円	5,520円	5,960円	6,210円	6,620円	7,150円	9,240円	11,860円	16,350円	23,060円	31,180円	42,940円	53,580円	65,970円	66,350円	74,700円	83,550円	11ヶ月分	5月1日	
6月1日	10ヶ月分	3,430円	3,140円	3,500円	5,010円	5,420円	5,640円	6,020円	6,500円	8,400円	10,780円	14,420円	20,960円	28,340円	39,040円	48,710円	59,970円	60,320円	67,910円	75,950円	10ヶ月分	6月1日	
7月1日	9ヶ月分	3,100円	2,830円	3,160円	4,520円	4,890円	5,090円	5,430円	5,860円	7,570円	9,710円	13,390円	18,870円	25,520円	35,140円	43,840円	53,980円	64,290円	66,130円	68,370円	79,500円	7月1日	
8月1日	8ヶ月分	2,750円	2,520円	2,810円	4,020円	4,340円	4,520円	4,830円	5,210円	6,730円	8,630円	11,900円	16,770円	22,680円	31,240円	38,970円	48,260円	54,330円	60,770円	68,260円	8ヶ月分	8月1日	
9月1日	7ヶ月分	2,400円	2,190円	2,450円	3,510円	3,790円	4,210円	4,550円	5,880円	7,540円	10,400円	14,670円	19,840円	27,320円	34,090円	41,980円	42,220円	53,160円	53,160円	57,900円	7ヶ月分	9月1日	
10月1日	6ヶ月分	2,050円	1,870円	2,100円	3,010円	3,250円	3,390円	3,610円	3,900円	4,040円	6,460円	8,910円	12,570円	20,700円	29,220円	35,980円	36,190円	40,740円	45,570円	50,960円	6ヶ月分	10月1日	
11月1日	5ヶ月分	1,720円	1,570円	1,760円	2,510円	2,720円	2,830円	3,020円	3,260円	4,200円	5,390円	7,440円	10,490円	14,180円	19,530円	24,360円	29,990円	30,170円	33,960円	37,980円	5ヶ月分	11月1日	
12月1日	4ヶ月分	1,380円	1,260円	1,410円	2,010円	2,170円	2,260円	2,410円	2,600円	3,360円	4,320円	6,390円	11,340円	15,620円	19,480円	23,990円	24,130円	27,160円	30,390円	32,900円	3ヶ月分	12月1日	
1月1日	3ヶ月分	1,030円	940円	1,060円	1,510円	1,630円	1,700円	1,810円	1,950円	2,530円	3,230円	4,46											



疾病入院保険

団体総合生活保険医療補償(総合先進医療特約・女性医療特約)

入院60日タイプについては、P35~P36に記載しております。

入院 120日 タイプ

LX1
タイプ
(標準補償タイプ)

		年齢																				
中途加入日 (補償開始日)	中途加入保険料	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90~94歳	95~99歳	中途加入保険料	中途加入日 (補償開始日)
4月1日	1年間分	2,440円	2,260円	2,560円	3,470円	3,680円	3,830円	4,140円	4,540円	5,860円	7,450円	10,240円	14,350円	19,410円	26,770円	33,840円	43,140円	45,120円	50,980円	57,260円	1年間分	4月1日
5月1日	11ヶ月分	2,240円	2,070円	2,340円	3,180円	3,370円	3,510円	3,790円	4,160円	5,370円	6,830円	9,380円	13,150円	17,790円	24,540円	31,020円	39,540円	41,360円	46,730円	52,490円	11ヶ月分	5月1日
6月1日	10ヶ月分	2,040円	1,880円	2,130円	2,890円	3,060円	3,190円	3,450円	3,780円	4,880円	6,210円	8,530円	11,960円	16,170円	22,310円	28,200円	35,940円	37,600円	42,480円	47,710円	10ヶ月分	6月1日
7月1日	9ヶ月分	1,840円	1,700円	1,930円	2,610円	2,770円	2,880円	3,110円	3,410円	4,400円	5,590円	7,680円	10,770円	14,560円	20,090円	25,390円	32,360円	33,850円	38,240円	42,950円	9ヶ月分	7月1日
8月1日	8ヶ月分	1,640円	1,520円	1,710円	2,320円	2,460円	2,560円	2,760円	3,030円	3,910円	4,970円	6,830円	9,570円	12,950円	17,860円	22,570円	28,770円	30,090円	33,990円	38,180円	8ヶ月分	8月1日
9月1日	7ヶ月分	1,420円	1,320円	1,490円	2,020円	2,140円	2,230円	2,410円	3,410円	5,970円	8,370円	11,320円	15,620円	19,740円	25,160円	26,320円	29,730円	33,390円	37,700円	41,260円	7ヶ月分	9月1日
10月1日	6ヶ月分	1,220円	1,130円	1,270円	1,730円	1,840円	1,910円	2,060円	2,270円	2,920円	3,720円	5,110円	7,170円	9,700円	13,380円	16,920円	21,560円	22,560円	25,480円	28,620円	6ヶ月分	10月1日
11月1日	5ヶ月分	1,020円	950円	1,070円	1,450円	1,540円	1,600円	1,730円	1,900円	2,440円	3,110円	4,270円	5,980円	8,090円	11,160円	14,110円	17,980円	18,810円	21,240円	23,860円	5ヶ月分	11月1日
12月1日	4ヶ月分	820円	760円	850円	1,160円	1,230円	1,280円	1,380円	1,520円	1,960円	2,490円	3,420円	4,790円	6,470円	8,930円	11,290円	14,380円	15,040円	17,000円	19,090円	4ヶ月分	12月1日
1月1日	3ヶ月分	610円	570円	640円	870円	920円	960円	1,040円	1,140円	1,470円	1,860円	2,560円	3,590円	4,850円	6,700円	8,460円	10,790円	11,280円	12,750円	14,320円	3ヶ月分	1月1日
2月1日	2ヶ月分	410円	380円	430円	580円	620円	640円	690円	760円	980円	1,240円	2,390円	3,240円	4,470円	5,640円	7,190円	7,520円	8,500円	9,540円	12ヶ月分	2月1日	
3月1日	1ヶ月分	210円	200円	230円	300円	320円	330円	360円	390円	500円	630円	860円	1,210円	1,630円	2,240円	2,830円	3,610円	4,260円	4,780円	5ヶ月分	3月1日	

LX2
タイプ
(標準補償タイプ)

		年齢																							
中途加入日 (補償開始日)	中途加入保険料	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90~94歳	95~99歳	中途加入保険料	中途加入日 (補償開始日)			
4月1日	1年間分	4,290円	3,930円	4,520円	6,350円	6,770円	7,070円	7,680円	8,490円	11,120円	14,310円	19,880円	28,110円	38,220円	52,960円	67,090円	85,680円	89,650円	101,370円	113,920円	1年間分	4月1日			
5月1日	11ヶ月分	3,940円	3,610円	4,150円	5,820円	6,200円	6,480円	7,040円	7,790円	10,190円	13,110円	18,220円	25,760円	35,040円	48,550円	61,510円	78,540円	82,180円	92,920円	104,430円	11ヶ月分	5月1日			
6月1日	10ヶ月分	3,580円	3,270円	3,770円	5,290円	5,640円	5,890円	6,400円	7,080円	9,270円	11,920円	16,560円	23,420円	31,850円	44,130円	55,910円	71,400円	84,470円	94,940円	102,400円	126,460円	10ヶ月分	6月1日		
7月1日	9ヶ月分	3,230円	2,960円	3,400円	4,770円	5,090円	5,310円	5,770円	6,380円	7,300円	10,730円	14,920円	21,090円	28,670円	39,730円	50,330円	64,270円	76,030円	85,450円	97,100円	112,820円	9ヶ月分	7月1日		
8月1日	8ヶ月分	2,870円	2,630円	3,020円	4,240円	4,520円	4,720円	5,130円	5,670円	7,420円	9,540円	13,260円	18,740円	25,490円	35,310円	44,740円	57,130円	59,780円	67,580円	75,960円	82,800円	8ヶ月分	8月1日		
9月1日	7ヶ月分	2,500円	2,290円	2,630円	3,700円	3,950円	4,120円	4,480円	5,640円	8,340円	11,590円	16,390円	22,290円	30,890円	39,140円	49,980円	52,290円	59,130円	66,450円	74,500円	81,700円	7ヶ月分	9月1日		
10月1日	6ヶ月分	2,140円	1,960円	2,260円	3,170円	3,380円	3,530円	3,840円	4,240円	5,560円	7,150円	14,050円	26,470円	33,540円	42,840円	50,680円	56,950円	64,200円	71,580円	78,100円	85,400円	92,600円	6ヶ月分	10月1日	
11月1日	5ヶ月分	1,790円	1,640円	1,890円	2,650円	2,820円	3,290円	3,540円	4,640円	5,960円	8,280円	11,720円	20,070円	27,960円	35,700円	42,240円	47,470円	52,290円	59,130円	66,450円	74,500円	81,700円	5ヶ月分	11月1日	
12月1日	4ヶ月分	1,440円	1,320円	1,510円	2,120円	2,260円	2,360円	2,630円	2,830円	3,710円	6,630円	12,750円	22,370円	28,560円	33,790円	37,980円	42,400円	47,470円	52,290円	59,130円	66,450円	74,500円	81,700円	4ヶ月分	12月1日
1月1日	3ヶ月																								

傷害保険 疾病入院保険 用語集

ア 医学的他覚所見	レントゲン検査、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医師等	法令に定める医師および歯科医師または当会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師をいいます。ただし、被保険者が医師等である場合は、その本人を除きます。
カ 後遺障害	身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態であって、次のア.またはイ.に該当するものをいいます。 ア.基本条項別表に掲げる後遺障害 イ.基本条項別表に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、当会社が、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認めたもの
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(*1)、ジャイロプレーンをいいます。 (*1)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ア.健康保険法 イ.国民健康保険法 ウ.国家公務員共済組合法 エ.地方公務員等共済組合法 オ.私立学校教職員共済法 カ.船員保険法 キ.高齢者の医療の確保に関する法律
告知事項	危険(*1)に関する重要な事項のうち、保険契約の締結の際、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、当会社が告知を求めたもの(*2)をいいます。 (*1)危険とは、損害もしくは傷害の発生または疾病の発病の可能性をいいます。 (*2)他の保険契約等に関する事実を含みます。
サ 再取得価額	保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
財物	財産的価値のある有体物(*1)をいいます。 (*1)有形の存在を有する固体、液体および気体をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物、漁業権、特許権、著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
疾 病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害(*1)で、医師等によりその発病が診断されたものをいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。 (*1)正常分娩は除きます。
修理費	損害が生じた地および時において、損害が生じた物を事故の発生の直前の状態(*1)に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、損害が生じた物の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 (*1)構造、質、用途、規模、型、能力等において事故の発生の直前と同一の状態をいいます。
手 術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
傷害(ケガ)	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*1)を含み、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない傷害(*2)を含みません。なお、日焼け、しもやけ、凍傷、靴擦れ、腱鞘炎等の職業病、テニス肘・テニス肩等のスポーツ障害のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払いの対象となりません。保険金のお支払いの対象となっていない身体に生じたケガ(疲労骨折等)、病気、身体障害(骨粗しょう症・四十肩等)の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となつた場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。 (*1)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 (*2)その症状の原因が何であるかによりません。

サ 書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
親 族	6親等内の血族、配偶者(*1)または3親等内の姻族をいいます。 (*1)婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
身体障害	傷害または疾病をいい、この場合の傷害には傷害の原因となった事故を含みます。
船 舶	ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
損 壊	滅失(*1)、破損(*2)または汚損(*3)をいいます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。 (*1)滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取、横領を含みません。 (*2)破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的、生物学的変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。 (*3)汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
タ 他の保険契約等	この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。
通 院	医師等による治療(*1)が必要であり、病院等において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療(*1)を受けること(*2)をいい、治療処置を伴わない薬剤および治療材料の購入、受け取りのみのものは含みません。 (*1)当会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。 (*2)医師等による往診を含みます。
同 居	同一家屋(*1)に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等に居住している場合も、同居しているものとして取り扱います。 (*1)建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものを1単位の同一家屋とします。ただし、マンション等の集合住宅や、建物内に複数の世帯が居住する住宅で、各戸室の区分が明確な場合は、それぞれの戸室を1単位の同一家屋とします。
盗 難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
ナ 入 院	医師等による治療(*1)が必要であり、自宅等(*2)での治療が困難なため、病院等または介護保険法に定める介護医療院に入り、常に医師等の管理下において治療(*1)に専念することをいい、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のためのもの、入院治療を必要としない介護を主たる目的とするもの等は含みません。 (*1)当会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。 (*2)老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。
ハ 日帰り入院	日帰り手術のため1日のみ入院と同じような形で病室を使用した場合など、入院したその日に退院した場合は日帰り入院となります。 (診療報酬明細書や治療状況記入書または領収書等の入院料欄への記載・請求の有無で判断されます。)
被保険者	保険の補償を受けることができる者をいいます。傷害補償基本特約、医療補償基本特約においては、保険の対象となる者をいいます。
病院等	病院または診療所をいい、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア.医療法に定める日本国内にある病院または診療所(*1)。ただし、介護保険法に定める介護医療院を除きます。 イ.上記ア.と同程度と当会社が認めた日本国外にある医療施設 (*1)四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当会社が認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。また、一般的に言われる「ホスピス」とは、例えばがん等の緩和ケア治療を行う医療施設を指します。約款上の支払要件(治療を目的としていること等)を満たし、その医療施設が医療保険やがん保険の約款で定める病院または診療所(医療法に定めるもの)に該当する場合に、ご請求いただけます。
マ 未 婚	これまでに一度も法律上の婚姻歴がないことをいいます。
無 効	保険契約の全部または一部の効力が、当初から生じないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって差し引く金額をいいます。

傷害保険 疾病入院保険

よくいただくご質問にお答えします!

共通編

Q1 保険料の支払い方法を変更することはできますか?

A1 **変更いただけません。**登録いただいている加入者様名義の口座より毎年6月に年間保険料を一括でお引落しさせていただきます。
※中途加入・追加加入の場合は、補償開始月の翌々月にお引落しさせていただきます。
※分割払、また現金・クレジットカードのお取扱いはできません。

Q2 海外での入院・通院は対象になりますか?

A2 対象となります。ただし医療法に定める日本国内にある病院、または診療所と同等と保険会社が認めた医療施設における入院・通院に限ります。また、ご請求時は領収書等、入・通院の証明のご提出が必要です。
※海外永住される方は加入いただけません。海外永住とは保険期間中の生活拠点が海外にある場合や帰国予定がない場合等を示します。

Q3 保険期間中に補償内容の変更をすることは可能ですか?

A3 募集期間を除く保険期間中途でのお申し出による補償額(保険金額)の変更(増額・減額 等)はできません。

傷害保険(ケガ)編

Q1 整体やマッサージは通院保険金の対象になりますか?

A1 お支払条件は「医師の治療を受けること」で、「医師」とは医師法にいう医師を指しますが、保険会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術も通院保険金の対象となります。「鍼灸、マッサージ、指圧等」は医師の指示に基づき、医師の管理下において施術された場合のみお支払対象となります。なお、「整体術やカイロプラクティック等」の民間の資格に基づき行われる医業類似行為はお支払対象外です。

Q2 むち打ちのように、主として自覚症状によるものはどうなりますか?

A2 「頸部症候群(いわゆるむち打ち症)や腰痛等」については「**急激かつ偶然な外来的事故**」によって加わった衝撃と身体に現れた症状が一致し、かつ、症状を裏付けるに足る**医学的他覚所見**が認められるものが保険金お支払対象となります。

<医学的他覚所見>
神経学的検査またはレントゲン、MRI、CT、筋電図等の諸検査により、異常所見が認められたものをいいます

Q3 リハビリは対象になりますか?

A3 溫熱・電熱療法および運動・理学療法などリハビリのための通院については医師等の治療を必要としている期間分のみお支払対象となります。

Q4 既往症がある場合はどうなりますか?

A4 既往症があり、その影響でケガの程度が重くなった場合は、**その既往症に影響されたと判断できる部分を除いた部分がお支払対象となります。**

<影響を受けやすい既往症例>
糖尿病、脊柱管狭窄症、変形性膝関節症、骨粗しょう症、リュウマチ症 等

Q5 虫刺され(蜂やアブ、毛虫やムカデ等)の治療は対象になりますか?

A5 ケースによります。蚊やイエダニのように日常的に生じる虫刺されの場合は「偶然性」を欠くため、お支払対象外です。
ヤマダニ、マダニはお支払対象です。

Q6 骨折してギプスを装着しています。装着している間、通院していると見なされますか?

A6 実際に通院していない場合でも、保険会社所定の部位を保険会社の認めたギプスで固定していれば、その装着期間を通院期間と見なすことがあります。詳しくはP11~12をご確認ください。

Q7 1日に数回通院した場合の通院保険金はどうなりますか?

A7 1日に、同じ病院に2回通院したり、複数の病院へ通院されても、1日分の通院保険金のお支払となります。

Q8 令和8年4月1日以降の事故の場合、支払限度日数はどうなりますか?

A8 入院保険金の支払限度日数は180日から30日に、通院保険金の支払限度日数は30日から15日に変更になります。

Q9 天災危険補償あり(E・F)タイプの「天災危険」とはどういったことを指しますか?

A9 天災危険補償とは、地震・噴火・またはこれらによる津波によるケガや熱中症となった場合の補償です。台風、集中豪雨、竜巻によるケガは天災危険補償なし(A・B)タイプでも保険金のお支払が可能です。

当社ホームページの
「よくあるお問い合わせ(FAQ)」も
ご参照ください。

傷害保険(個人賠償責任補償)編

Q1 自転車で人に接触してケガをさせてしまった場合、対象になりますか?

A1 **対象となります。**ただし状況に応じてお互いに責任(過失)が発生するケースもありますので、その場合は責任(過失)割合分についてのお支払いとなります。
※他に同種の保険を契約されている場合であっても、保険金は重複したお支払いにはなりません。
※電動アシスト自転車、車いす(電動・手動)、シニアカーによる場合も補償の対象です。

Q2 受託品とは、どのようなものになりますか?

A2 日本国内において、人から借りたものを指します。
※スマートフォン、携帯電話、メガネ、サングラス、コンタクトレンズ、自転車、自動車等は含まれません。(P12に記載あり)
※令和7年4月1日以降のご加入分より、学校等から貸与されているノートパソコン・タブレット端末等は受託品賠償の補償対象となりました。会社から貸与されているノートパソコン・タブレット端末等は業務・職務利用となるため対象外です。

Q3 地震により住宅の瓦が落下し、通行人にケガをさせた場合は対象になりますか?

A3 地震もしくは噴火、またはこれらによる津波によって生じた損害は、法律上の損害賠償責任を負わないと、補償の対象となりません。
※天災危険補償あり(E・F)タイプにご加入の場合も、賠償事故については対象となります。

傷害保険(携行品補償)編

Q1 腕時計を飲食店に置き忘れて見つからない場合、対象になりますか?

A1 **置き忘れ、紛失は対象となりません。**盗難は対象となりますが、警察への盗難届の提出が必要です。
※置き忘れまたは紛失後の盗難は補償対象外となります。

Q2 対象となる主たる携行品を教えてください。

A2 対象品: カメラ、カバン、洋服、釣り具、ゴルフ用品、テニス用品、補聴器、車いす(電動・手動) 等
対象外品: タブレット端末、ノートパソコン、スマートフォン、携帯電話、メガネ、サングラス、コンタクトレンズ、自転車、入れ歯 等
※自然の消耗や劣化、カビや腐食、ひび割れ等が原因や外観だけの傷で機能に問題がない場合はお支払対象外です。



Q3 実際のお支払例を教えてください。

事例: 旅行先で時価25,000円のカメラを落として破損。修理費が10,500円生じた。

A3 10,500円(修理費) - 5,000円(自己負担額) = 5,500円

なお、被害物の修理費用または時価(現時点での価値)のいずれか低い方が限度となります。同品を現時点で再購入した際の価格(再取得価格)ではありませんのでご注意ください。保険金は、保険期間(1年間)を通じて、10万円を限度にお支払します。

Q4 自宅内でカメラを落として破損してしまった。対象になりますか?

A4 自宅建物内での破損は対象外です。自宅建物から出た場所で発生した損害がお支払対象になります。

疾病入院保険編

Q1 支払った保険料は保険料控除の対象となりますか?

A1 疾病入院保険の保険料は「新契約・介護医療保険料控除」の対象です。傷害保険は対象外です。(令和6年8月現在)
疾病入院保険加入者さまには、〈保険料控除のご案内〉(地震保険料・生命保険料控除申告用のご通知(兼保険料控除証明書))のハガキを毎年9月末頃に保険会社より発送させていただきます。

Q2 1回の入院限度日数について、一旦退院した場合の考え方はどうなりますか?

A2 退院後に同じ疾病が原因で再入院した場合は、その前の入院と合わせて1回の入院とみなし、合計で60日または120日限度で保険金をお支払いします。ただし、前回の入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は前の入院とは異なる入院と見なしますので、限度日数の計算上、前回の入院日数とは合計されません。
※P24をご参照ください。

Q3 「検査入院」は入院保険金の対象になりますか?

A3 医師の指示による検査入院は、治療を目的とした入院となるため、お支払対象となります。ただし実際のお支払可否は、検査入院をした経緯の詳細や、提出いただく書類を基に個別に判断させていただきます。
なお、健康管理を目的とした「人間ドック」「定期健診」などの入院は、治療を目的としていないため対象外です。

P1~
お手続きの流れ
P3~
ご案内

P5~
補償内容

P9~
補償額と
保険料

P9~
加入できる方
の範囲

P11~
補償の概要

P13~
補償内容

P15~
補償額と
加入できる方
の範囲

P17~
保険料

P19~
[重要]
健康状態等に
関するご質問

P23~
告知の大切さ
について

P25~
補償の概要

P27~
女性疾病等
の一例

P28~
重要事項説明書
共通

P32~
個人情報の取扱い

P33~
中途加入用
保険料表

P39~
用語集
共通

P41~
Q & A
共通